

## 令和2年分の所得税等、消費税及び贈与税の確定申告について

- ◎ 令和2年分確定申告における感染症対策について・・・・・・・・・・ 1
- ◎ 令和2年分熊本国税局管内申告相談会場等について・・・・・・・・・・ 9
- ◎ 令和2年分確定申告における申告書事前作成会について・・・・ 15
- ◎ 災害により被害を受けられた方へ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29



## 令和2年分確定申告における感染症対策について

令和2年分確定申告については、**確定申告会場への来場者の削減・分散を図る**などの対策により、申告相談を必要とする方々に安心して確定申告会場をご利用いただけるような環境整備を着実に進めてまいります。

### 1 確定申告期間中の来場者数の削減・分散

- 自宅等からの e-Tax 利用の更なる推進
- 公的年金を受給している方は期間前（2月16日より前）から申告相談を実施
- 確定申告会場以外における説明会や相談会の実施

### 2 会場内の混雑緩和

- 会場レイアウトの大幅な見直しによりソーシャルディスタンスを確実に確保
- 外部会場の追加借り上げによる会場開設期間の拡大
- “入場時間を指定した整理券”を発行（LINE を通じたオンライン事前発行も可能）して入場者数をコントロール

### 3 確定申告会場における基本的な感染防止策の徹底

- 入場時に検温を実施し、37.5 度以上の発熱がある方や検温を拒否する方等については入場をお断りする
- こまめな換気・消毒を実施
- 相談従事者は毎日検温する等体調管理を徹底

（参考）令和2年分確定申告の申告・納付期限

所得税および復興特別所得税・贈与税 令和3年3月15日（月）

消費税および地方消費税（個人事業者） 令和3年3月31日（水）

※ 上記については、今後の新型コロナウイルス感染症対策の状況等を踏まえつつ、柔軟に対応します。



# 申告書の作成・送信は **自宅で** 国税庁ホームページから！

## STEP 1 「国税庁ホームページ」へアクセス

確定申告

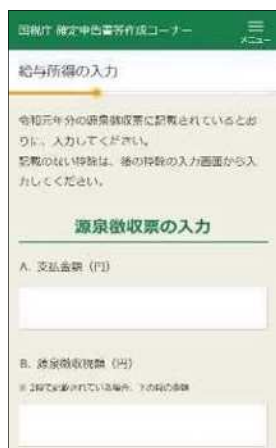


スマートフォンはこちらから→

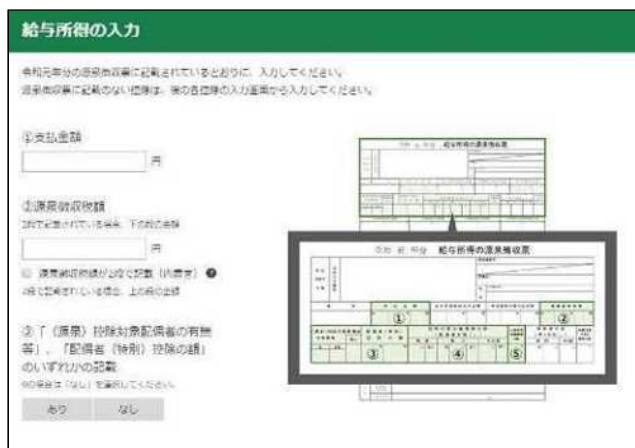
確定申告書特作成コーナーの  
利用者の感想  
94%の方が役立つ  
と回答

確定申告書特作成コーナーの  
利用率  
3人に2人が利用

## STEP 2 申告書を作成



スマホ専用画面



パソコン画面

パソコン、スマートフォンなどから画面の案内に従って金額などを入力するだけで、申告書が作成できます！



※ 65万円の青色申告特別控除を受ける場合など一部の方はスマートフォンでは作成できません。

※ 画面は令和元年年分のものです。

## STEP 3 申告書を送信

### マイナンバーカードを使って送信

用意するものは、次の2つ！

#### ① マイナンバーカード



取得方法は裏面  
を見てね！



#### ② ICカードリーダーライター 又は マイナンバーカード読取対応のスマートフォン



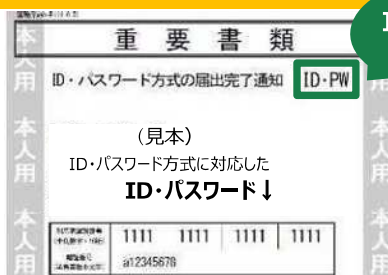
又は



ICカードリーダーライターと  
して代用できる端末は  
一部のAndroid端末のみ  
対応端末の一覧  
はこちらから！

※ 印刷して郵送等で税務署に提出することもできます。

### IDとパスワードで送信



ID・PW  
が目印

- ・ID・パスワード方式の届出完了通知の発行を希望される場合は、**申告されるご本人**が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、**お近くの税務署**にお越しください。
- ・既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

(注) ID・パスワード方式は暫定的な対応です。  
お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

# 国税庁ホームページはこんなに便利！

## マイナポータルを使えば、データが自動入力されます



マイナンバーカードを使って「**マイナポータル**」から生命保険料控除証明書などの申告に必要な情報をまとめて取得でき、申告書の作成時に証明書の金額・発行元の情報などが自動入力されます。

(注) ご利用に当たっては、事前準備が必要です。  
詳しくは、国税庁ホームページの「マイナポータルを活用した年末調整及び所得税確定申告の簡便化」をご確認ください。



詳しくはこちら！

## Google Chrome が使えます



令和3年1月以降、パソコンをご利用の方は「**Google Chrome**」でも、国税庁ホームページからマイナンバーカードでe-Tax送信ができます。

(注) Windowsのみの対応であり、macOSには対応していません。  
また、ご利用に当たってはマイナポータルAPのインストールが必要です。

## 困ったら" ふたば " にご相談ください ※令和3年1月公開予定



税務職員  
ふたば

申告書の作成でお困りのときは、「**税務相談チャットボット**」にご相談ください。ご質問を入力いただければ、AIを活用した「**税務職員ふたば**」がお答えします。

チャットボットで解決しない場合は、国税庁ホームページの「**タックスアンサー**」をご確認いただくか、**電話**でお問い合わせください。



スマホでの相談  
はこちらから！

お問い合わせ先は、確定申告書等作成コーナーの「お問い合わせ」画面をご覧ください。

## マイナンバーカードでできることって？

マイナンバーカードを使ってe-Taxで送信すれば、**本人確認書類の提示又は写しの添付は不要**です。また、マイナンバーカードでログインすれば、e-Taxのメッセージボックスから申告した内容や税務署からのお知らせなどを確認できます。

### マイナンバーカードの取得方法

スマートフォン・パソコン・郵便などで申請でき、無料で取得できます。  
詳しくは、マイナンバーカード総合サイトをご覧ください。



スマホによる申請  
はこちらから！

マイナンバーカード 取得方法

Android、Google Chromeの名称及びロゴは、Google LLCの商標または登録商標です。  
Windowsの名称は、米国及び他の国々で登録された米国Microsoft Corporationの商標です。  
macOSの名称は、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。



国税庁 法人番号7000012050002

R2.9

# スマホ×確定申告 -ネクストステージ-

## 進化するスマート申告！ ～5つのステップで手続完結！～



### STEP 1 国税庁ホームページへアクセス



Android™の方



インターネットを開いて、「確定申告」と検索してください。



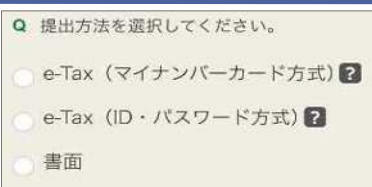
国税庁ホームページにアクセスし、「作成開始」をタップしてください。



収入や控除の質問に順番にお答えください。

### STEP 2 提出方法を選択

#### 提出方法の選択



○マイナンバーカード方式  
マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマートフォンをお持ちの方(一部の端末のみ)

対応端末の一覧はこちら→



○ID・パスワード方式  
「ID・パスワード方式の届出完了通知」をお持ちの方(全ての端末)

※ マイナンバーカードや完了通知をお持ちでない方は、裏面下のカードの取得方法又は完了通知の発行をご確認ください。

#### ▶ マイナンバーカード方式

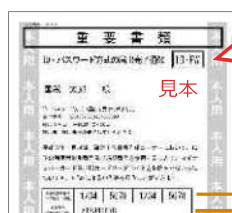


画面の案内に従って、「マイナポータルAP」をインストールしてください。



マイナンバーカードを認証して事前準備をしてください。

#### ▶ ID・パスワード方式



ID (利用者識別番号)

1234567812345678

パスワード (暗証番号)

a12345678

完了通知に記載されているID・パスワードを入力してください。

## STEP 3 金額などを入力

### 収入の入力



給与所得の源泉徴収票など、収入に関する書類を基に入力してください。

※ マイナンバーカードを使ってマイナポータルから生命保険料控除証明書などの情報を取得することで、申告書の作成時に証明書の金額・発行元の情報などが自動入力されます。

### 控除の入力



医療費や寄附金の領収書など、控除に関する書類を基に入力してください。(※)

### 氏名等の入力



氏名・住所・マイナンバーなどを入力してください。

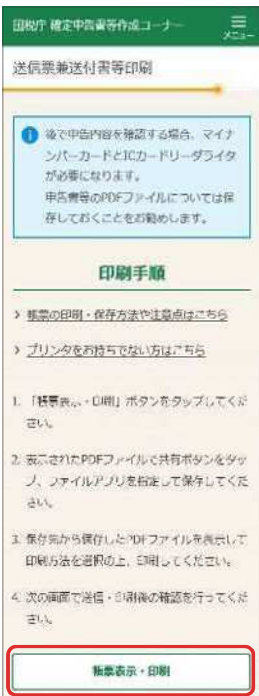
※ 提出方法が「書面」の方はSTEP5へ

## STEP 4 送信



e-Taxで送信してください。

## STEP 5 申告書データを保存



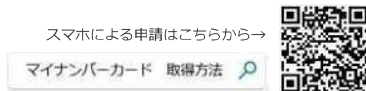
印刷画面まで進んだら申告「帳票表示・印刷」をタップしてください。

※ 申告内容によって表示画面は異なります。

※ 提出方法が「書面」の方は、保存した申告書データをご自宅のプリンタやコンビニエンスストア等のプリントサービス（有料）で印刷し、郵送等で提出してください。

### マイナンバーカードの取得方法について

スマートフォン・パソコン・郵便などで申請でき、無料で取得できます。詳しくは、マイナンバーカード総合サイトをご覧ください。



### ID・パスワード方式の届出完了通知の発行について

「ID・パスワード方式の届出完了通知」については、税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行します。発行を希望される場合は、**申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署**にお越しください。平成30年1月以降、税務署や確定申告会場にお越しになられた方で、既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

- ※ ご利用には別途通信料がかかります。
- ※ このチラシには開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。（一部、令和元年分の画面を使用しています。）
- ※ ID・パスワード方式は暫定的な対応ですので、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。また、メッセージボックスの間隔には、マイナンバーカード等が必要です。
- ・ iPhone、Safariの名称及びロゴは、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。iPhoneの商標は、アイホン株式会社のライセンスに基づき使用されています。
- ・ Android、Chrome、Chromeの名称及びロゴは、Google LLCの商標または登録商標です。



申告書が表示されるので、画面下の「共有」ボタンをタップしてください。

「ファイルに保存」を選択してデータを保存してください。



保存したデータは「ファイル」から後で確認できます。



申告書が表示されるとともに、自動的に端末内のダウンロードフォルダにデータが保存されます。



保存したデータは「Chrome」から後で確認できます。



# 確定申告会場への来場を検討されている方へ

## 感染リスク軽減のために「ご自宅からe-Tax」をご利用ください

- ✓ 新型コロナウイルス感染症の感染リスクを軽減するため、**ご自宅から申告できるe-Tax**をぜひご利用ください（詳しくは裏面をご確認ください）。
- ✓ 申告のご相談は、ご自宅から**お電話やチャットボットでも可能**です。e-Taxで分からないことがある場合についてもお電話でお尋ねいただけますので、ぜひチャレンジしてください。

## 確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要です

- ✓ 会場内の混雑緩和のため、確定申告会場への入場には、入場できる時間枠が指定された**「入場整理券」**が必要です。
- ✓ 入場整理券は**各会場で当日配付**しますが、**LINEを通じたオンライン事前発行**も可能です。オンライン事前発行の詳しい方法は裏面をご確認ください。
- ✓ 入場整理券の配付状況に応じて、**後日の来場をお願いする場合があります**。当日の配付状況は、国税庁ホームページから確認できます（令和3年2月16日掲載開始予定）。

## 確定申告会場における感染防止対策

### 確定申告会場にお越しになる方へのお願い

#### 入場時の検温

- ✓ 入場時に検温を実施しています。37.5度以上の発熱がある場合、咳などの風邪の症状がある場合、検温にご協力いただけない場合など感染防止の観点から適切でないと判断したときには入場をお断りさせていただきます。
- ✓ 発熱等の症状がある方や体調のすぐれない方は、無理をせずに、後日あらためてご来場ください。

#### マスクの着用、手指消毒

- ✓ 会場ではマスクを常時着用していただき、会場入口等での手指消毒をお願いします。

#### 少人数での来場

- ✓ 会場には、申告される方おひとりでお越しください。
- ✓ 介助を要する等の理由で複数名でお越しになる場合においても、必要最小限の人数でお越しください。

### 税務署での対策のご紹介

- ✓ ソーシャルディスタンスを確保した会場レイアウトを採用しています。
- ✓ こまめな換気・消毒を実施し、会場内には手指消毒液を設置しています。
- ✓ 職員はマスク・フェイスシールドを着用して対応し、日々の体調管理も徹底しています。

※ 令和2年分確定申告では、公的年金を受給されている方を主な対象として、2月16日より前から申告相談をお受けしています。入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることもありますので、あらかじめご了承ください。

# スマホやパソコンでご自宅から申告ができます

## STEP 1

### 「国税庁ホームページ」へアクセス

税務署に行く手間がかかりません

確定申告



確定申告期間中は**24時間いつでも**利用できます



スマートフォンやパソコンで  
簡単に申告書が作成できます



確定申告書の  
作成はこちらから

## STEP 2

### 申告書を作成

画面の案内に従って入力すれば、税額などが自動計算され、  
簡単・便利に作成することができます

## STEP 3

### 申告書を提出

■ 国税庁ホームページからe-Taxで送信

■ 印刷して郵送等で提出



プリンタをお持ちでなくても、コンビニ等のプリントサービス  
(有料) を利用すれば、印刷できます。

## e-Taxの送信方法は2通り

### マイナンバーカード方式

- ① マイナンバーカード
- ② マイナンバーカード読取対応のスマートフォン又はICカードリーダライタ



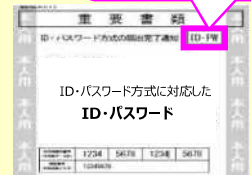
又は



### ID・パスワード方式



- ① ID (利用者識別番号)
- ② パスワード (暗証番号)



確定申告会場で、既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、  
申告書控えと一緒に受け取った「ID・パスワード方式の届出完了通知」を  
ご確認ください。

※ ID・パスワード方式はマイナンバーカード等が普及するまでの  
暫定的な対応です。  
マイナンバーカードの早期取得をお願いいたします。

# 入場整理券は国税庁のLINE公式アカウントからも取得できます

## STEP 1

国税庁を「友だち追加」

国税庁  
LINE公式アカウント



※ LINEのホーム画面で「国税庁」または「@kokuzei」と検索しても友だちに追加できます。

## STEP 2

「相談を申し込む」を選択



## STEP 3

税務署・希望日時を選択



## STEP 4

申込完了→会場で提示



## STEP 1

LINEアプリから国税庁LINE公式アカウントを友だち追加

## STEP 2

「トーク」画面から「相談を申し込む」を選択

## STEP 3

税務署や来場希望日時を選択

## STEP 4

内容を確認して「申込」をタップすれば完了、入場時に申込完了画面を提示すればOK

※ LINE公式アカウントからの事前発行は、1月中旬以降サービスを開始する予定です。

入場時には  
この画面を  
ご提示ください

## 令和2年分熊本国税局管内申告相談会場等について（熊本県）

- ◇ 「税務署が開設する申告相談会場」及び「地方自治体における税理士無料相談会場」の開設期間等は次のとおりです。
- ◇ 会場では、申告書作成のアドバイス、申告書の受付及び申告書用紙・届出書等の配付を行っています。
- ◇ 会場の混雑を緩和するため、入場時は、「入場整理券」が必要となります。入場整理券は、会場で当日配付のほか、LINEアプリを通じたオンライン事前発行もご利用いただけます。
- ◇ また、税務署では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、申告相談会場に出向くことなく、ご自宅からパソコンやスマートフォンでe-Tax等により申告していただくことをお勧めしています。

### 〔税務署が開設する申告相談会場〕

署名	会場	開設期間 (土・日・祝日を除く。)	受付時間
熊本西	熊本城ホール（1階展示ホール）	2月16日(火)から3月15日(月)まで <small>(注)</small>	9時から16時まで
熊本東			
八代	八代税務署3階		
人吉	人吉税務署1階		
玉名	玉名税務署（玉名合同庁舎1階）		
天草	天草税務署1階		
山鹿	山鹿税務署（山鹿合同庁舎3階）		
菊池	菊池税務署1階		
宇土	宇土税務署（宇土合同庁舎2階）		
阿蘇	阿蘇税務署1階		

- (注) 1 熊本城ホールでは、日曜日のうち、2月21日(日)と2月28日(日)に限り、確定申告の相談・申告書の受付を行います。
- 2 菊池税務署が開設する申告相談会場は、前年（菊池市役所七城支所2階）から変更となっています。

## 〔地方自治体における税理士無料相談会場〕

「開設期間」には、税理士が従事する期間を記載しており、地方自治体が開設する期間とは異なる場合があります。

署名	会場		開設期間 (土・日・祝日を除く。)	受付時間
熊本西	西区	西部交流センター 多目的室 (西区役所隣)	3月1日(月)から 3月5日(金)まで	9時30分から11時まで 13時から15時30分まで
	南区	富合公民館 研修室 (アスパル富合)	2月8日(月)から 2月24日(水)まで	9時から11時まで 13時から15時30分まで
		城南福祉センター (城南総合出張所隣)	2月25日(木) 2月26日(金)	9時30分から11時まで 13時から15時30分まで
	北区	植木文化センター 2階多目的ホール (北区役所東隣)	2月1日(月)から 2月19日(金)まで	9時30分から11時まで 13時から15時30分まで
熊本東	御船町役場第2分庁舎		2月16日(火)から 3月15日(月)まで	9時から11時まで 13時から15時まで
	嘉島町役場		2月16日(火)から 3月15日(月)まで	9時から11時まで 13時から15時30分まで
	益城町交流情報センター (ミナテラス)		2月16日(火)から 3月15日(月)まで	8時30分から14時まで
	甲佐町役場生涯学習センター (研修室)		2月16日(火)から 3月15日(月)まで	9時から11時まで 13時から16時まで
	山都町役場矢部保健福祉センター千寿苑		2月25日(木)から 2月26日(金)まで	9時から11時30分まで 13時から15時30分まで
	山都町役場清和支所研修センター		2月24日(水)	9時から11時30分まで 13時から15時30分まで
	山都町役場蘇陽総合行政センター		3月1日(月)	9時から11時30分まで 13時から15時30分まで
宇土	美里町役場中央庁舎		2月19日(金)	9時から11時まで 13時から16時まで
	美里町役場砥用庁舎		2月18日(木)	9時から11時まで 13時から16時まで
阿蘇	南阿蘇村役場 1階西会議室		2月8日(月) 2月9日(火)	9時から16時まで
	西原村役場 2階大会議室		2月10日(水) 2月12日(金)	9時から16時まで

## 令和2年分熊本国税局管内申告相談会場等について（大分県）

- ◇ 「税務署が開設する申告相談会場」及び「地方自治体における税理士無料相談会場」の開設期間等は次のとおりです。
- ◇ 会場では、申告書作成のアドバイス、申告書の受付及び申告書用紙・届出書等の配付を行っています。
- ◇ 会場の混雑を緩和するため、入場時は、「入場整理券」が必要となります。入場整理券は、会場で当日配付のほか、LINEアプリを通じたオンライン事前発行もご利用いただけます。
- ◇ また、税務署では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、申告相談会場に出向くことなく、ご自宅からパソコンやスマートフォンでe-Tax等により申告していただくことをお勧めしています。

### 〔税務署が開設する申告相談会場〕

署名	会場	開設期間 (土・日・祝日を除く。)	受付時間
大分	九州電力株式会社大分支店	2月16日(火)から3月15日(月)まで <sup>(注)</sup>	9時から16時まで
別府	別府税務署3階		
中津	中津税務署(中津合同庁舎3階)		
日田	日田税務署1階		
佐伯	佐伯税務署2階		
臼杵	臼杵税務署1階		
竹田	竹田税務署1階		
宇佐	宇佐税務署(宇佐合同庁舎4階)		
三重	三重税務署(三重合同庁舎2階)		

(注) 九州電力株式会社大分支店では、日曜日のうち、2月21日(日)と2月28日(日)に限り、確定申告の相談・申告書の受付を行います。

## 〔地方自治体における税理士無料相談会場〕

「開設期間」には、税理士が従事する期間を記載しており、地方自治体が開設する期間とは異なる場合があります。

署名	会場	開設期間 (土・日・祝日を除く。)	受付時間
大分	由布市役所 本庁舎	2月16日(火)から 2月26日(金)まで	9時から11時まで 13時から16時まで
	由布市役所 挟間庁舎	2月16日(火)から 2月26日(金)まで	9時から11時まで 13時から16時まで
	クアージュゆふいん(湯布院健康温泉館)	2月16日(火)から 2月26日(金)まで	9時から11時まで 13時から16時まで
別府	アストくにさき(アグリホール) (国東市)	2月1日(月)から 2月2日(火)まで	9時から11時30分まで 13時から16時まで
	杵築市文化体育館(杵築市)	2月4日(木)から 2月5日(金)まで	9時から11時30分まで 13時から16時まで

## 令和2年分熊本国税局管内申告相談会場等について（宮崎県）

- ◇ 「税務署が開設する申告相談会場」の開設期間等は次のとおりです。
- ◇ 会場では、申告書作成のアドバイス、申告書の受付及び申告書用紙・届出書等の配付を行っています。
- ◇ 会場の混雑を緩和するため、入場時は、「入場整理券」が必要となります。入場整理券は、会場で当日配付のほか、LINEアプリを通じたオンライン事前発行もご利用いただけます。
- ◇ また、税務署では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、申告相談会場に出向くことなく、ご自宅からパソコンやスマートフォンでe-Tax等により申告していただくことをお勧めしています。

### 〔税務署が開設する申告相談会場〕

署名	会場	開設期間 (土・日・祝日を除く。)	受付時間
宮崎	イオンモール宮崎 2階イオンホール	(注) 2月16日(火)から3月15日(月)まで	9時から16時まで
都城	都城市ウエルネス交流プラザ1階		
延岡	延岡税務署（延岡合同庁舎）		
日南	日南税務署1階		
小林	小林税務署1階		
高鍋	高鍋税務署（付属棟2階会議室）		

(注) イオンモール宮崎では、日曜日のうち、2月21日(日)と2月28日(日)に限り、確定申告の相談・申告書の受付を行います。

## 令和2年分熊本国税局管内申告相談会場等について（鹿児島県）

- ◇ 「税務署が開設する申告相談会場」の開設期間等は次のとおりです。
- ◇ 会場では、申告書作成のアドバイス、申告書の受付及び申告書用紙・届出書等の配付を行っています。
- ◇ 会場の混雑を緩和するため、入場時は、「入場整理券」が必要となります。入場整理券は、会場で当日配付のほか、LINEアプリを通じたオンライン事前発行もご利用いただけます。
- ◇ また、税務署では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、申告相談会場に出向くことなく、ご自宅からパソコンやスマートフォンでe-Tax等により申告していただくことをお勧めしています。

### 〔税務署が開設する申告相談会場〕

署名	会場	開設期間 (土・日・祝日を除く。)	受付時間
鹿児島	鹿児島県市町村自治会館4階	2月16日(火)から3月15日(月)まで <sup>(注)</sup>	9時から16時まで
川内	川内税務署1階		
鹿屋	鹿屋税務署(鹿屋合同庁舎(国)4階)		
大島	大島税務署(名瀬地方合同庁舎4階)	2月17日(水)	9時から16時まで
	知名町民体育館	2月18日(木)	9時から12時まで
		2月24日(水)	13時から16時まで
	徳之島町生涯学習センター	2月25日(木)	9時から16時まで
		2月26日(金)	9時から12時まで
	喜界町役場	3月1日(月)	10時から16時まで
	与論町役場	3月3日(水)	10時から16時まで
		3月4日(木)	9時から16時まで
3月5日(金)		9時から12時まで	
出水	出水税務署1階	2月16日(火)から3月15日(月)まで	9時から16時まで
指宿	指宿税務署1階	2月3日(水)から3月15日(月)まで	9時から16時まで
種子島	種子島税務署(種子島合同庁舎2階)	2月16日(火)から3月15日(月)まで	9時から16時まで
	屋久島町役場	2月24日(水)から2月25日(木)まで	9時から16時まで
		2月26日(金)	9時から12時まで
知覧	知覧税務署1階	2月16日(火)から3月15日(月)まで	9時から16時まで
伊集院	伊集院税務署1階		
加治木	加音ホール		
大隅	大隅税務署(大隅合同庁舎(国)4階)		

(注) 鹿児島県市町村自治会館では、日曜日のうち、2月21日(日)と2月28日(日)に限り、確定申告の相談・申告書の受付を行います。



## 令和2年分確定申告における申告書事前作成会について（熊本県）

新型コロナウイルス感染症対策の一環として、令和2年分の確定申告では、公的年金等を受給されている方や令和2年7月豪雨により住宅等に被害を受けられた方を主な対象として、申告書事前作成会を開催し、2月16日より前から申告相談をお受けしています。

なお、本事前作成会については、会場が比較的すいている時期に申告相談のご案内をすることで、来場者の分散を図ることにより、感染リスクを低減することを目的として実施しているものであります。

また、対象となる一部の方には、個別に案内文書を送付しておりますが、案内文書の送付がない方及び任意の日での来場をご案内した方については、会場の混雑状況や入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることもあります。何卒ご理解・ご協力の程よろしくお願いいたします。

おって、本事前作成会への出席は任意でありますので、確定申告会場に向かなくても申告を行っていただけるよう、より安心・安全な自宅からのe-Taxをご利用いただくようお願い申し上げます。

各署の申告書事前作成会の開催期間等は次のとおりです。

署名	会場	開催期間等 (土・日・祝日を除く。)	事前作成会の対象の方	入場整理券による申告相談体制への移行日
熊本西	熊本城ホール (1階展示ホール)	【開催期間】 2月3日(水)から 2月15日(月)まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>公的年金等を受給されている方</li> <li>住宅ローン控除の適用を受けられる方</li> </ul>	2月3日(水)
熊本東		【受付時間】 9時から16時まで		
八代	八代税務署 (3階会議室)	【開催期間】 2月1日(月)から 2月15日(月)まで  【受付時間】 9時から16時まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>公的年金等を受給されている方</li> <li>住宅ローン控除の適用を受けられる方</li> <li>令和2年7月豪雨により被害を受けられた方</li> </ul>	2月1日(月)
人吉	人吉税務署 (1階会議室)	【開催期間】 1月12日(火)から 2月15日(月)まで  【受付時間】 9時から16時まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年7月豪雨により被害を受けられた方</li> </ul> ※ 対象の方には、個別に電話連絡をしております。	2月16日(火)

署名	会場	開催期間等 (土・日・祝日を除く。)	事前作成会の対象の方	入場整理券による申告相談体制への移行日
人吉	人吉税務署 (1階会議室)	【開催期間】 2月1日(月)から 2月15日(月)まで  【受付時間】 9時から16時まで	・公的年金等を受給されている方	2月16日(火)
玉名	玉名税務署	【開催期間】 2月1日(月)から 2月5日(金)まで  【受付時間】 9時から16時まで	・公的年金等を受給されている方	2月16日(火)
		【開催期間】 2月8日(月)から 2月15日(月)まで  【受付時間】 9時から16時まで	・住宅ローン控除の適用を受けられる方	
天草	天草税務署	【開催期間】 2月1日(月)から 2月15日(月)まで  【受付時間】 9時から16時まで	・公的年金等を受給されている方	2月16日(火)
山鹿	山鹿税務署	【開催期間】 1月25日(月)から 2月5日(金)まで  【受付時間】 9時から16時まで	・公的年金等を受給されている方 ・給与所得のある方	1月25日(月)
		【開催期間】 2月8日(月)から 2月15日(月)まで  【受付時間】 9時から16時まで	・住宅ローン控除の適用を受けられる方	
菊池	菊池税務署	【開催期間】 1月25日(月)から 2月5日(金)まで  【受付時間】 9時から16時まで	・住宅ローン控除の適用を受けられる方	2月16日(火)

署名	会場	開催期間等 (土・日・祝日を除く。)	事前作成会の対象の方	入場整理券による申告相談体制への移行日
菊池	菊池税務署	【開催期間】 2月8日(月)から 2月15日(月)まで  【受付時間】 9時から16時まで	・公的年金等を受給されている方	2月16日(火)
宇土	宇土税務署	【開催期間】 1月27日(水)から 2月5日(金)まで  【受付時間】 9時から16時まで	・住宅ローン控除の適用を受けられる方	2月16日(火)
		【開催期間】 2月8日(月)から 2月15日(金)まで  【受付時間】 9時から16時まで	・公的年金等を受給されている方	
阿蘇	阿蘇税務署	【開催期間】 2月2日(火)から 2月15日(月)まで  【受付時間】 9時から16時まで	・公的年金等を受給されている方	2月15日(月)

- (注1) 上記開催期間以外の申告相談、申告書の受付及び申告書用紙・届出書等の配付は、「令和2年分熊本国税局管内申告相談会場等について」をご確認ください。
- (注2) 上記「入場整理券による申告相談体制への移行日」前日以前については、事前予約による申告相談を行っています。  
詳細については、各税務署にお問い合わせください。

## 令和2年分確定申告における申告書事前作成会について（大分県）

新型コロナウイルス感染症対策の一環として、令和2年分の確定申告では、公的年金等を受給されている方や令和2年7月豪雨により住宅等に被害を受けられた方を主な対象として、申告書事前作成会を開催し、2月16日より前から申告相談をお受けしています。

なお、本事前作成会については、会場が比較的すいている時期に申告相談のご案内をすることで、来場者の分散を図ることにより、感染リスクを低減することを目的として実施しているものであります。

また、対象となる一部の方には、個別に案内文書を送付しておりますが、案内文書の送付がない方及び任意の日での来場をご案内した方については、会場の混雑状況や入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることもあります。何卒ご理解・ご協力の程よろしくお願いいたします。

おって、本事前作成会への出席は任意でありますので、確定申告会場に向かなくても申告を行っていただけるよう、より安心・安全な自宅からのe-Taxをご利用いただくようお願い申し上げます。

各署の申告書事前作成会の開催期間等は次のとおりです。

署名	会場	開催期間等 (土・日・祝日を除く。)	事前作成会の対象の方	入場整理券による申告相談体制への移行日
大分	九州電力(株) 大分支店	【開催期間】 2月1日(月)から 2月15日(月)まで  【受付時間】 9時から16時まで	・公的年金等を受給されている方 ・住宅ローン控除の適用を受けられる方	2月1日(金)
	由布市役所 庄内庁舎	【開催期間】 2月8日(月)から 2月10日(水)まで  【受付時間】 9時30分から16時まで	・住宅ローン控除の適用を受けられる方	※ 当会場については、未実施
別府	別府税務署	【開催期間】 2月1日(月)から 2月10日(水)まで  【受付時間】 9時から16時まで	・公的年金等を受給されている方 ・給与所得のある方 ・住宅ローン控除の適用を受けられる方	2月16日(火)

署名	会場	開催期間等 (土・日・祝日を除く。)	事前作成会の対象の方	入場整理券による申告相談体制への移行日
別府	アストくにさき アグリホール (国東市)	【開催期間】 2月1日(月) 2月2日(火)  【受付時間】 9時から11時30分 まで 13時から16時まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公的年金等を受給されている方</li> <li>・給与所得のある方</li> </ul>	※ 当会場については、未実施
	杵築市文化体育館 (杵築市)	【開催期間】 2月4日(木) 2月5日(金)  【受付時間】 9時から11時30分 まで 13時から16時まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公的年金等を受給されている方</li> <li>・給与所得のある方</li> </ul>	
中津	中津税務署	【開催期間】 1月15日(金)から 1月20日(水)まで  【受付時間】 9時から16時	・住宅ローン控除の新規適用を受けられる方	2月10日(水)
		【開催期間】 2月1日(月)から 2月15日(月)まで  【受付時間】 9時から16時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収入が公的年金等のみの方</li> <li>・医療費控除がある年末調整済の給与所得のある方</li> </ul>	
日田	日田税務署	【開催期間】 1月20日(水)から 2月5日(金)まで  【受付時間】 9時から16時まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年7月豪雨により被害を受けられた方</li> <li>・住宅ローン控除の適用を受けられる方等</li> </ul>	1月20日(水)
佐伯	佐伯税務署	【開催期間】 2月1日(金)から 2月15日(月)まで  【受付時間】 9時から16時まで	・公的年金等を受給されている方	2月16日(火)

署名	会場	開催期間等 (土・日・祝日を除く。)	事前作成会の対象の方	入場整理券による申告相談体制への移行日
臼杵	臼杵税務署 大会議室	【開催期間】 1月26日(火)から 1月29日(金)まで  【受付時間】 9時から11時まで 13時から15時まで	・住宅ローン控除の適用を受けられる方 ※ 電話による事前予約が必要です。	1月26日(火)
	津久見市役所	【開催期間】 2月1日(月)から 2月4日(木)まで  【受付時間】 9時から11時まで 13時から15時まで	・公的年金等を受給されている方 ※ 津久見市市報 令和3年1号にて周知文書を掲載しています。	※ 当会場については、未実施
	臼杵市役所 臼杵庁舎	【開催期間】 2月5日(金)から 2月10日(水)まで  【受付時間】 9時から11時まで 13時から15時まで	・公的年金等を受給されている方 ※ 臼杵市市報 令和3年1号にて周知文書を掲載しています。	
	臼杵市役所 野津庁舎	【開催期間】 2月12日(金)  【受付時間】 9時から11時まで 13時から15時まで	・公的年金等を受給されている方 ※ 臼杵市市報 令和3年1号にて周知文書を掲載しています。	
竹田	竹田税務署	【開催期間】 2月9日(火)から 2月15日(月)まで  【受付時間】 9時から16時まで	・住宅ローン控除の適用を受けられる方	2月16日(火)
宇佐	宇佐税務署	【開催期間】 2月1日(月)から 2月10日(水)まで  【受付時間】 9時から16時まで	・公的年金等を受給されている方 ・住宅ローン控除の適用を受けられる方	2月16日(火)

署名	会場	開催期間等 (土・日・祝日を除く。)	事前作成会の対象の方	入場整理券による申告相談体制への移行日
三重	三重税務署	【開催期間】 2月10日(水)から 2月15日(月)まで  【受付時間】 9時から16時まで	・公的年金等を受給されている方	2月16日(火)

(注1) 上記開催期間以外の申告相談、申告書の受付及び申告書用紙・届出書等の配付は、「令和2年分熊本国税局管内申告相談会場等について」をご確認ください。

(注2) 上記「入場整理券による申告相談体制への移行日」前日以前については、事前予約による申告相談を行っています。

詳細については、各税務署にお問い合わせください。

## 令和2年分確定申告における申告書事前作成会について（宮崎県）

新型コロナウイルス感染症対策の一環として、令和2年分の確定申告では、公的年金等を受給されている方や令和2年7月豪雨により住宅等に被害を受けられた方を主な対象として、申告書事前作成会を開催し、2月16日より前から申告相談をお受けしています。

なお、本事前作成会については、会場が比較的すいている時期に申告相談のご案内をすることで、来場者の分散を図ることにより、感染リスクを低減することを目的として実施しているものであります。

また、対象となる一部の方には、個別に案内文書を送付しておりますが、案内文書の送付がない方及び任意の日での来場をご案内した方については、会場の混雑状況や入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることもあります。何卒ご理解・ご協力の程よろしくお願いいたします。

おって、本事前作成会への出席は任意でありますので、確定申告会場に向かなくても申告を行っていただけるよう、より安心・安全な自宅からのe-Taxをご利用いただくようお願い申し上げます。

各署の申告書事前作成会の開催期間等は次のとおりです。

署名	会場	開催期間等 (土・日・祝日を除く。)	事前作成会の対象の方	入場整理券による申告相談体制への移行日
宮崎	イオンモール 宮崎2階 イオンホール	【開催期間】 2月1日(月)から 2月15日(月)まで  【受付時間】 9時から16時まで	・公的年金等を受給されている方及び給与所得のある方で、連年、税務署の会場で確定申告をしている方。	2月1日(月)
都城	都城税務署	【開催期間】 1月25日(月)から 2月2日(火)まで  【受付時間】 9時から16時まで	・スマホ申告説明会（給与所得のある方等で、スマホ申告をされる方）	2月1日(月)
	ウエルネス交流プラザ	【開催期間】 2月9日(火) 2月10日(水)  【受付期間】 9時から15時まで	・公的年金等を受給されている方	



署名	会場	開催期間等 (土・日・祝日を除く。)	事前作成会の対象の方	入場整理券による申告相談体制への移行日
都城	ウエルネス交流プラザ	【開催期間】 2月12日(金) 2月15日(月)  【受付期間】 9時から15時まで	・住宅ローン控除の適用を受けられる方	2月1日(月)
延岡	延岡税務署	【開催期間】 1月25日(月)から 1月29日(金)まで  【受付時間】 9時から16時まで	・住宅ローン控除の適用を受けられる方	1月25日(月) ※ 入場整理券のオンライン事前発行については、2月1日(月)の相談分から開始します。
		【開催期間】 2月1日(月)から 2月15日(月)まで  【受付時間】 13時から16時まで	・住宅ローン控除の適用を受けられる方	
		【開催期間】 2月1日(月)から 2月15日(月)まで  【受付時間】 9時から正午まで	・公的年金等を受給されている方	
日南	日南税務署 1階	【開催期間】 1月29日(金)から 2月3日(水)まで  【受付時間】 9時又は13時	・住宅ローン控除の適用を受けられる方	2月16日(火)
		【掲載期間】 2月10日(水)から 2月15日(月)まで  【受付時間】 9時から16時まで	・公的年金等を受給されている方 ・給与所得のある方	
小林	小林税務署	【開催期間】 2月10日(水)から 2月15日(月)のうち、ご案内した日  【受付時間】 9時から11時まで、 13時から16時までのうち、ご案内した時間	・公的年金等を受給されている方	2月16日(火)

署名	会場	開催期間等 (土・日・祝日を除く。)	事前作成会の対象の方	入場整理券による申告相談体制への移行日
高鍋	高鍋税務署	【開催期間】 2月1日(月)から 2月9日(火)まで	・ 公的年金等を受給されている方 ・ 給与所得のある方	2月16日(火)
		【受付時間】 9時から16時まで		
		【開催期間】 2月10日(水)から 2月15日(月)まで	・ 住宅ローン控除の適用を受けられる方	
		【受付時間】 9時から16時まで		

(注1) 上記開催期間以外の申告相談、申告書の受付及び申告書用紙・届出書等の配付は、「令和2年分熊本国税局管内申告相談会場等について」をご確認ください。

(注2) 上記「入場整理券による申告相談体制への移行日」前日以前については、事前予約による申告相談を行っています。  
詳細については、各税務署にお問い合わせください。

## 令和2年分確定申告における申告書事前作成会について（鹿児島県）

新型コロナウイルス感染症対策の一環として、令和2年分の確定申告では、公的年金等を受給されている方や令和2年7月豪雨により住宅等に被害を受けられた方を主な対象として、申告書事前作成会を開催し、2月16日より前から申告相談をお受けしています。

なお、本事前作成会については、会場が比較的すいている時期に申告相談のご案内をすることで、来場者の分散を図ることにより、感染リスクを低減することを目的として実施しているものであります。

また、対象となる一部の方には、個別に案内文書を送付しておりますが、案内文書の送付がない方及び任意の日での来場をご案内した方については、会場の混雑状況や入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることもあります。何卒ご理解・ご協力の程よろしくお願いいたします。

おって、本事前作成会への出席は任意でありますので、確定申告会場に向かなくても申告を行っていただけるよう、より安心・安全な自宅からのe-Taxをご利用いただくようお願い申し上げます。

各署の申告書事前作成会の開催期間等は次のとおりです。

署名	会場	開催期間等 (土・日・祝日を除く。)	事前作成会の対象の方	入場整理券による申告相談体制への移行日
鹿児島	鹿児島県市町村自治会館	【開催期間】 2月8日(月)から 2月15日(月)まで  【受付時間】 9時から16時まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>公的年金等を受給されている方</li> <li>住宅ローン控除の適用を受けられる方</li> </ul>	2月8日(月)
川内	川内税務署	【開催期間】 1月25日(月)から 2月15日(月)まで  【受付時間】 9時から16時まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>公的年金等を受給されている方</li> </ul>	1月25日(月)  ※ 入場整理券のオンライン事前発行については、2月9日(火)の相談分から開始します。

署名	会場	開催期間等 (土・日・祝日を除く。)	事前作成会の対象の方	入場整理券による申告相談体制への移行日
鹿屋	鹿屋税務署	【開催期間】 1月28日(木)から 2月15日(金)まで  【受付時間】 9時から16時まで	・公的年金等を受給されている方	2月16日(火)
大島	大島税務署	【開催期間】 2月1日(月)から 2月15日(月)まで  【受付時間】 9時から16時	・公的年金等を受給されている方 ・住宅ローン控除の適用を受けられる方	2月1日(月)
出水	出水市役所 多目的ホール	【開催期間】 2月1日(月) 2月3日(水)  【受付時間】 9時から16時まで	・住宅ローン控除の適用を受けられる方	※ 当会場については、未実施
	風テラスあくね交流室	【開催期間】 2月4日(木)  【受付時間】 10時から15時まで	・住宅ローン控除の適用を受けられる方	
	長島町役場 開発総合センター3階大会議室	【開催期間】 2月5日(金)  【受付時間】 10時から15時まで	・住宅ローン控除の適用を受けられる方	
指宿	指宿税務署	【開催期間】 2月3日(水)から 2月15日(月)まで  【受付時間】 9時から16時まで	・公的年金等を受給されている方 ・給与所得等のある方で、スマホ申告をされる方 ※ 電話、窓口(当日予約含む)での事前予約又はLINEによるオンライン事前発行を行った方が対象となります。	2月8日(月)
	指宿市役所 北側別館講堂	【開催期間】 2月2日(火)	・住宅ローン控除の適用を受けられる方	※ 当会場については、未実施

署名	会場	開催期間等 (土・日・祝日を除く。)	事前作成会の対象の方	入場整理券による申告相談体制への移行日
種子島	種子島税務署	【開催期間】 2月1日(月)から 2月4日(木)まで  【受付時間】 9時から15時まで	・公的年金等を受給されている方	2月12日(金)
知覧	知覧文化会館	【開催期間】 1月28日(木) 1月29日(金)  【受付時間】 9時から11時30分 まで 13時30分から15 時まで	・住宅ローン控除の適用を受けられる方	※ 当会場については、未実施
	知覧税務署	【開催期間】 2月1日(月) 2月2日(火)  【受付時間】 9時から11時30分 まで 13時30分から16 時まで	・スマホ申告説明会 (給与所得のある方 等で、スマホ申告を される方)	2月16日(火)
		【開催期間】 2月9日(火)から 2月12日(金)まで  【受付時間】 9時から11時30分 まで 13時30分から16 時まで	・年金申告説明会(公的 年金等を受給されて いる方)	
伊集院	伊集院税務署	【開催期間】 1月25日(月)から 2月15日(月)まで  【受付時間】 9時から16時まで	・公的年金等を受給されている方	2月16日(火)
加治木	加音ホール	【開催期間】 2月4日(木)から 2月15日(月)まで  【受付時間】 9時から16時まで	・住宅ローン控除の適用を受けられる方	2月16日(火)

署名	会場	開催期間等 (土・日・祝日を除く。)	事前作成会の対象の方	入場整理券による申告相談体制への移行日
大隅	大隅税務署	【開催期間】 2月3日(水)から 2月10日(水)まで  【受付時間】 9時から16時まで	・公的年金等を受給されている方	2月16日(火)

(注1) 上記開催期間以外の申告相談、申告書の受付及び申告書用紙・届出書等の配付は、「令和2年分熊本国税局管内申告相談会場等について」をご確認ください。

(注2) 上記「入場整理券による申告相談体制への移行日」前日以前については、事前予約による申告相談を行っています。

詳細については、各税務署にお問い合わせください。

# 災害により被害を受けられた方へ (所得税及び復興特別所得税関係)

災害により被害を受けられた皆様に、心からお見舞い申し上げます。災害により被害を受けられた方には、次のような税制上の措置（手続）がありますので、ご確認ください。

## I 災害により申告等が期限までにできない方

災害により被害を受けられた方は、「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を税務署に提出することにより、申告・納付等について期限の延長を受けられる場合があります。

## II 災害により納付が困難な方

災害により財産に被害を受けたときや納付が困難なときは、「納税の猶予申請書」を税務署に提出することにより、納税の猶予を受けられる場合があります。

## III 災害により住宅や家財などに損害を受けた方

### 1. 所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除

災害により住宅や家財などに損害を受けた方は、確定申告において①「所得税法」に定める雑損控除の方法、②「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法で所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けられる場合があります。これらの2つの方法には、次のような違いがあります。

	所得税法（雑損控除）	災害減免法（税金の軽減免除）								
対象となる資産の範囲等	生活に通常必要な資産 <sup>(注1)</sup>	住宅又は家財の損失額 <sup>(注2)</sup> が、その価額の2分の1以上である場合								
控除額の計算又は所得税及び復興特別所得税の軽減額	<p>控除額は次の①と②のうち、いずれか多い方の金額です。</p> <p>① <math>\text{損失額}^{(注2)} - \text{所得金額の10分の1}</math></p> <p>② <math>\text{損失額}^{(注2)} \text{のうち災害関連支出の金額} - 5 \text{万円}</math></p> <p>※「災害関連支出の金額」とは、災害により滅失した住宅や家財などの取壊し、除去、原状回復費用など災害に関連して支出したやむを得ない費用をいいます。</p>	<p>軽減額等は次のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>その年分の所得金額</th> <th>所得税及び復興特別所得税の軽減額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以下</td> <td>全額免除</td> </tr> <tr> <td>500万円超 750万円以下</td> <td>2分の1の軽減</td> </tr> <tr> <td>750万円超 1,000万円以下</td> <td>4分の1の軽減</td> </tr> </tbody> </table>	その年分の所得金額	所得税及び復興特別所得税の軽減額	500万円以下	全額免除	500万円超 750万円以下	2分の1の軽減	750万円超 1,000万円以下	4分の1の軽減
その年分の所得金額	所得税及び復興特別所得税の軽減額									
500万円以下	全額免除									
500万円超 750万円以下	2分の1の軽減									
750万円超 1,000万円以下	4分の1の軽減									
参考事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>その年の所得金額から控除しきれない金額がある場合には、翌年以後3年間に繰り越して、各年分の所得金額から控除することができます。 この繰越しをするには、損失が生じた年分以後連続して確定申告書を提出する必要があります。</li> <li>災害関連支出の金額に係る領収証は、申告書に添付するか、申告書を提出する際に提示する必要があります。</li> <li>災害関連支出のうち、災害により生じた土砂などを除去するための支出、住宅や家財などの原状回復のための支出（資産が受けた損害部分を除きます。）、住宅や家財などの損壊・価値の減少を防止するための支出については、災害のやんだ日から1年（やむを得ない事情がある場合には3年）以内に支出したものが対象となります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として損害を受けた年分の所得金額が、1,000万円以下の方に限ります。</li> <li>減免を受けた年の翌年分以降は、減免は受けられません。</li> </ul>								

(注) 1 棚卸資産や事業用の固定資産、山林、生活に通常必要でない資産は、雑損控除の対象にはなりません。  
なお、生活に通常必要でない資産とは、別荘や競走馬、1個又は1組の価額が30万円を超える貴金属、書画、骨とう等をいいます。  
2 資産に生じた損害金額から保険金などによって補てんされる金額を差し引いた後の金額をいいます。

## 2. 雑損控除の適用における「損失額の合理的な計算方法」

雑損控除の計算において、災害により被害を受けた住宅や家財、車両の損失額は、その損失の生じた時の直前におけるその資産の価額を基として計算することとされていますが、①住宅の主要構造部に損壊がある場合で、かつ、②損害を受けた資産について個々に損失額を計算することが困難な場合には、次の方法により計算して差し支えありません。

### (1) 住宅に対する損失額の計算

#### ① 住宅の取得価額が明らかな場合

$$\text{損失額 (注1、2)} = (\text{住宅の取得価額} - \text{減価償却費 (注3)}) \times \text{被害割合 (注4)}$$

- (注) 1 保険金、共済金及び損害賠償金などで補てんされる金額がある場合には、その金額を差し引いた後の金額が損失額となります。ただし、被災者生活再建支援法に基づくものは除きます（以下同じです。）。
- 2 損失額には、損害を受けた住宅等の原状回復費用（修繕費）が含まれます（以下同じです。）。
- 3 減価償却費の計算は、次のとおりです（以下同じです。）。

$$\text{減価償却費} = \text{住宅の取得価額} \times 0.9 \times \text{償却率} \times \text{経過年数} ※$$

（※1年未満の端数は、6月以上は1年、6月未満は切り捨てます。）

償却率は、5ページの別表1「非業務用資産の償却率」をご覧ください。

- 4 被害割合については、被害状況に応じて、5ページの別表2「被害割合表」により求めた被害割合とします（以下同じです。）。

#### ② 住宅の取得価額が明らかでない場合

$$\text{損失額} = \{ (1\text{m}^2\text{当たりの工事費用} \times \text{総床面積}) - \text{減価償却費} \} \times \text{被害割合}$$

(注) 1m<sup>2</sup>当たりの工事費用は、6ページの別表3「地域別・構造別の工事費用表（1m<sup>2</sup>当たり、単位：千円）」をご覧ください。

### (2) 家財に対する損失額の計算

（生活に通常必要な動産で、車両を除きます。）

#### ① 家財の取得価額が明らかな場合

$$\text{損失額} = (\text{家財の取得価額} - \text{減価償却費}) \times \text{被害割合}$$

#### ② 家財の取得価額が明らかでない場合

$$\text{損失額} = \text{家族構成別家庭用財産評価額} \times \text{被害割合}$$

(注) 家族構成別家庭用財産評価額は、6ページの別表4「家族構成別家庭用財産評価額」をご覧ください。

### (3) 車両に対する損失額の計算

$$\text{損失額} = (\text{車両の取得価額} - \text{減価償却費}) \times \text{被害割合}$$

- (注) 車両については、生活に通常必要な資産と認められる場合に、雑損控除の対象となります。
- なお、生活に通常必要であるかどうかについては、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族が、専ら通勤に使用しているなど、車両の保有目的、使用状況等を総合勘案して判断することになります。



### 3. 住宅借入金等特別控除等の特例

#### ① 適用期間の特例

災害によって被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなった住宅用家屋（以下「従前家屋」といいます。）については、居住の用に供することができなくなった年以後の残りの適用年においても、引き続き、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

適用期間の特例を受けるための手続は、通常の確定申告又は年末調整と同じです。

新たに取得等をした住宅用家屋について住宅借入金等特別控除等の適用を受ける（※）など一定の場合には、適用期間の特例の適用を受けることはできません。

※ 下記「②重複適用の特例」の適用を受けることができる被災者生活再建支援法の対象となる再建支援法適用者は除きます。

#### ② 重複適用の特例

被災者生活再建支援法が適用された市町村の区域内に所在する住宅用家屋を、その災害により居住の用に供することができなくなった場合には、その従前家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除と、一定期間内に新たに住宅用家屋の再取得等をした場合の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除又は認定住宅新築等特別税額控除を、重複して適用することができます。

重複適用の特例を受けるためには、新たに取得等をした住宅用家屋については（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けるための適用1年目に必要な書類を、従前家屋については（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けるために必要な書類のほか、被災の事実等を明らかにする次の書類を確定申告書に添付する必要があります。

- ・ 従前家屋の被害の状況等を証する書類（り災証明書）（写し可）
- ・ 従前家屋の登記事項証明書（滅失した住宅については閉鎖登記記録に係る登記事項証明書）（原本）

### 4. 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の減額

税務署から予定納税額の通知書が送付された方で、災害により住宅や家財などに損害を受け、その年の申告納税見積額が、予定納税額の通知書に記載された予定納税基準額に満たないと見込まれるときは、予定納税額の減額を申請することができます。

なお、この申請書の提出期限についても、上記「Ⅰ 災害により申告等が期限までにできない方」の期限延長の対象となります。

7月の減額申請	その年6月30日時点の所得金額と税額を見積もり、原則として7月15日までに第1期分及び第2期分の「予定納税額の減額申請書」を提出してください。
11月の減額申請	その年10月31日時点の所得金額と税額を見積もり、原則として11月15日までに第2期分の「予定納税額の減額申請書」を提出してください。

(注) 提出期限が土・日曜日・祝日等に当たる場合は、これらの日の翌日が期限となります。

## Ⅳ 災害により事業用資産などに被害を受けた個人事業者の方

災害により事業用資産や棚卸資産などに被害を受けた個人事業者の方は、その損失の金額を事業所得等の金額の計算上、必要経費に算入することができます（保険金などにより補てんされる部分の金額は、必要経費に算入されません。）。

また、損益通算してもなお引ききれなかった損失の金額（以下「純損失」といいます。）がある場合には、次のように取り扱います。

#### ・ 青色申告の場合

純損失の金額を、その年の前年に繰り戻して還付の請求をするか、又はその年の翌年以後3年間に繰り越して、各年分の総所得金額等から控除することができます。

#### ・ 白色申告の場合

純損失の金額のうち被災事業用資産の損失の金額があるときは、その部分の金額は、翌年以後3年間に繰り越して、各年分の総所得金額等から控除することができます。

## V 災害による消費税簡易課税制度選択（不適用）届出に係る特例

災害により被害を受けた事業者が、災害の生じた日の属する課税期間について、簡易課税制度の適用を受けることが必要となった場合（受けることの必要がなくなった場合）には、災害がやんだ日から2月以内に所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、災害の生じた日の属する課税期間から簡易課税制度の適用を受けること（適用をやめること）ができます（事業用資産や棚卸資産などに相当な損害を受け、緊急な設備投資を行うため、簡易課税から一般課税への変更が必要となった場合などに適用されます。）。

## VI り災証明書の添付又は提示

「り災証明書」は、災害により家屋に被害を受けた場合、その被害を受けた方が市区町村に被害の状況を申告した後、その市区町村がその状況を確認した上で発行されるものです。

この証明書には、例えば、り災原因や、全壊や半壊など家屋についての被害状況等が表示されていることから、確定申告で「所得税及び復興特別所得税の全部又は一部の軽減」を受けられる場合の被害割合を判定する際の目安となるものです。

税務署では、申告書等を提出する際に「り災証明書」を添付していただくか、又は提示していただくようお願いしております。

## VII 災害により受領する災害義援金等

災害により受領する災害義援金等のうち次のものについては、所得税及び復興特別所得税の課税の対象とはなりません。

- ・被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金など、支給する法令の規定上非課税とされているもの。
- ・心身又は資産に加えられた損害について支払を受ける義援金や見舞金で、その受贈者の社会的地位、贈与者との関係などに照らし社会通念上相当と認められるもの。

(注) 事業所得等の必要経費に算入される金額を補てんするものや、休業期間中の収益補償など事業所得等の収入金額に代わるものについては、課税の対象となり、事業所得等の総収入金額に算入する必要があります。

- このリーフレットは、令和2年8月1日現在の法令に基づいて作成しています。
- このリーフレットの内容などに関して、ご質問・ご不明な点などがございましたら、税務署にお問い合わせください。  
税務署窓口での相談は、お待ちいただくことなくご相談に対応できるよう、お電話で事前に相談日時をご予約いただいております。

**別表1 非業務用資産の償却率**

① 建物

建物の構造		耐用年数	償却率
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造		70年	0.015
れんが造、石造又はブロック造		57年	0.018
金属造	骨格材の肉厚4mm超	51年	0.020
	骨格材の肉厚3mm超4mm以下	40年	0.025
	骨格材の肉厚3mm以下	28年	0.036
木造又は合成樹脂造		33年	0.031
木骨モルタル造		30年	0.034

(注) 1 耐用年数は、通常の耐用年数を1.5倍したものとなっています。  
 2 上記以外の資産の償却率については、税務署にお問い合わせください。

② 車両

種別	耐用年数	償却率
普通自動車	9年	0.111
軽自動車（総排気量660cc以下のもの）	6年	0.166

**別表2 被害割合表**

区分	被害区分		被害割合		摘要
			住宅	家財	
損壊	全壊・流失・埋没・倒壊		%	%	被害住宅の残存部分に補修を加えても、再び住宅として使用できない場合  住宅の主要構造部の被害額がその住宅の時価の50%以上であるか、損失部分の床面積がその住宅の総床面積の70%以上である場合  住宅の主要構造部の被害額がその住宅の時価の20%以上50%未満であるか、損失部分の床面積がその住宅の総床面積の20%以上70%未満で残存部分を補修すれば再び使用できる場合  住宅の主要構造部の被害が半壊程度には達しないが、相当の復旧費を要する被害を受けた場合
	(倒壊に準ずるものを含む)		100	100	
	半壊		50	50	
	一部破損		5	5	
浸水	床上 1.5m以上	平屋	80 (65)	100 (100)	・海水や土砂を伴う場合には上段の割合を使用し、それ以外の場合には、下段のかつこ書の割合を使用します。 なお、長期浸水（24時間以上）の場合には、各割合に15%を加算した割合を使用します。  ・「床上」とは、床板以上をいい、二階のみ借りている場合は、「床上」を「二階床上」と読み替え平屋の割合を使用します。  ・「二階建以上」とは、同一人が一階、二階以上とも使用している場合をいいます。
		二階建以上	55 (40)	85 (70)	
	床上 1m以上 1.5m未満	平屋	75 (60)	100 (100)	
		二階建以上	50 (35)	85 (70)	
	床上 50cm以上 1m未満	平屋	60 (45)	90 (75)	
		二階建以上	45 (30)	70 (55)	
	床上 50cm未満	平屋	40 (25)	55 (40)	
		二階建以上	35 (20)	40 (25)	
床下		15 (0)	-		

(注) 車両に係る被害割合については、上記を参考に、例えば、「補修を加えても再び使用できない場合」には被害割合を100%とするなど、個々の被害の状況を踏まえ適用します。

**別表3 地域別・構造別の工事費用表（1㎡当たり、単位：千円）**

【令和2年分用】

	木造	鉄骨鉄筋 コンクリート造	鉄筋 コンクリート造	鉄骨造
全国平均（注）	171	252	254	243
北海道	179	295	(184)	(225)
青森	(166)	(198)	(239)	(226)
岩手	177	(220)	257	(206)
宮城	172	(245)	(250)	(222)
秋田	(168)	—	(225)	(202)
山形	171	(21)	(232)	(155)
福島	174	(208)	266	(225)
茨城	(168)	302	(249)	(222)
栃木	(169)	(36)	(217)	(219)
群馬	(168)	(182)	(250)	(225)
埼玉	(163)	265	258	248
新潟	179	314	(245)	(216)
長野	189	283	275	(233)
千葉	(168)	(220)	(246)	244
東京都	177	390	318	293
神奈川	(166)	316	274	268
山梨	183	—	268	(226)
富山	178	(154)	(187)	(220)
石川	174	338	(183)	(241)
福井	171	—	(219)	247
岐阜	(170)	(211)	(190)	250
静岡	178	—	(230)	248

	木造	鉄骨鉄筋 コンクリート造	鉄筋 コンクリート造	鉄骨造
愛知	175	(232)	(242)	246
三重	185	—	(231)	(242)
滋賀	(163)	(129)	(228)	(227)
京都	173	(239)	(253)	262
大阪	(160)	(217)	(241)	(229)
兵庫	(166)	(245)	(247)	(235)
奈良	(163)	(145)	(248)	(219)
和歌山	(161)	(233)	(207)	243
鳥取	179	(29)	(183)	(213)
島根	176	—	(212)	(197)
岡山	180	(120)	(215)	(228)
広島	(170)	(241)	(225)	(239)
山口	179	—	(226)	(236)
徳島	(167)	(236)	(186)	(198)
香川	179	—	(216)	(206)
愛媛	171	333	(182)	(218)
高知	179	—	(205)	(225)
福岡	(164)	(211)	(218)	(222)
佐賀	(163)	(177)	(193)	(193)
長崎	(169)	254	(217)	(187)
熊本	171	(201)	(209)	(217)
大分	(163)	(134)	(181)	(224)
宮崎	(160)	(186)	(218)	(195)
鹿児島	(168)	(182)	(206)	(222)
沖縄	179	(209)	(216)	(241)

（注） 該当する地域の工事費用が全国平均を下回る場合（かっこ書き）又は値が存在しない場合のその地域の工事費用については、全国平均の工事費用を用いて差し支えありません。

**別表4 家族構成別家庭用財産評価額**

世帯主の年齢	夫 婦	独 身
歳	万円	万円
～ 29	500	300
30 ～ 39	800	
40 ～ 49	1,100	
50 ～	1,150	

（注） 大人（年齢18歳以上）1名につき130万円を加算し、子供（年齢18歳未満）1名につき80万円を加算します。

○令和2年中の災害により被害を受けられた方の必要書類

1	り災証明書（発行を受けている場合はお持ちください。）
2	被害を受けた家屋・土地の所有者、取得時期、取得価額、面積の分かるもの （売買（工事請負）契約書、登記簿謄本（登記事項証明書）、固定資産税課税明細書など）
3	被害を受けた家財・車両の取得時期、取得価額の分かるもの（売買契約書、領収書など）
4	被害を受けた資産に対する修繕費、取壊し費用、除去費用などが分かるもの（領収書、請求書、見積書など） ※マンションの方は、共用部分に関する書類もご持参ください
5	被害を受けた資産について、保険金や補助金などを受け取った場合（見込みを含む。）、その金額が分かるもの（支払通知書、通帳の写しなど） ※マンションの方は、共用部分に関する書類もご持参ください
6	令和2年分の申告者本人の所得金額の分かる書類（源泉徴収票、収支内訳書、青色申告決算書など）
7	生計を一にする親族に所得金額が48万円を超える方がいる場合には、その方の令和2年分の所得金額の分かる書類 （申告書の控え、収支内訳書・青色申告決算書の控え、源泉徴収票など）
8	生命保険料控除や社会保険料控除等の控除額が分かる書類
9	マイナンバーカード（又は通知カード＋運転免許証、公的医療機関の被保険者証等）
10	利用者識別番号と暗証番号が分かるもの（e-Taxを利用されたことのある方）
11	被災した住宅・家財等の損失額の計算書 ※令和2年中に開催した、令和2年7月豪雨により被害を受けた方を対象にしたする雑損控除説明会で事前に作成された方

(白紙)

# 令和2年7月豪雨により被害を受けられた方へ (相続税・贈与税に係る財産評価の概要)

令和2年7月豪雨により、被害を受けられた皆様に、心からお見舞い申し上げます。

「令和2年7月豪雨による災害」(特定非常災害)により被害を受けた財産の相続税及び贈与税における評価方法等の概要は、次のとおりとなります。

## I 特定非常災害発生日前(令和2年7月2日以前)に取得した財産の評価

### 1 土地等及び株式等【租税特別措置法に基づく特例評価】

	特例評価の適用要件		評価額
	取得時期	対象となる財産	
土地等	① 令和元年9月3日から令和2年7月2日までの間に相続等(相続又は遺贈)により取得したもの ② 令和2年1月1日から令和2年7月2日までの間に贈与により取得したもの	令和2年7月3日(特定非常災害発生日)において所有していた土地等のうち、特定地域 <sup>(注1)</sup> 内にある土地等【特定土地等】	特定非常災害の発生直後の価額(土地等の価額は、令和2年分の路線価等に「調整率」 <sup>(注4)</sup> を乗じて計算します。)によることができます。
株式等		令和2年7月3日において所有していた株式等 <sup>(注2)</sup> のうち、その取得の時に、特定地域内にあった動産等 <sup>(注3)</sup> の価額が保有資産の合計額の10分の3以上である法人の株式等【特定株式等】	

(注)1 「特定地域」とは、特定非常災害により被災者生活再建支援法第3条第1項の規定の適用を受ける地域(同項の規定の適用がない場合には、その特定非常災害により相当な損害を受けた地域として財務大臣が指定する地域)をいい、令和2年7月31日現在で、次の地域が該当します。

都道府県名	特定地域	都道府県名	特定地域
岐阜県	下呂市	熊本県	県内全域
島根県	江津市	大分県	九重町、日田市、由布市、玖珠町
福岡県	大牟田市	鹿児島県	鹿屋市、垂水市

2 金融商品取引所に上場されている株式など一定のものを除きます。

3 この場合の「動産等」とは、動産(金銭及び有価証券を除きます。)、不動産、不動産の上に存する権利及び立木をいいます。

4 「調整率」については、後日、国税庁ホームページでの公開を予定しており、公開予定日が決まり次第お知らせします。

### 2 家屋

特定非常災害発生日前に相続等又は贈与により取得した家屋の価額は、固定資産税評価額に基づいて評価します。

(注) 令和元年中に取得した家屋は令和元年度の固定資産税評価額を用い、令和2年中に取得した家屋は令和2年度の固定資産税評価額を用います。

### 3 参考(災害減免措置)

上記1の特例評価のほか、相続等又は贈与により取得した財産に被害を受けた方で、一定の要件に該当する場合には、「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」により相続税又は贈与税が減免されます(詳しくは、「相続税又は贈与税の災害減免措置について」をご覧ください。)

## II 特定非常災害発生日以後(令和2年7月3日以後)に取得した財産の評価

### 1 土地等

令和2年7月3日から令和2年12月31日までの間に相続等又は贈与により取得した土地等のうち、特定地域内にあるものについては、「特定非常災害の発生直後の価額」(令和2年分の路線価等に「調整率」を乗じて計算した価額を基に評価した価額)に準じて評価することができます。

また、課税時期の現況において、特定非常災害により土地等が物理的な被害を受け、原状回復していない場合には、原状回復費用相当額<sup>(注)</sup>を控除した価額により評価することができます。

(注) 原状回復費用相当額については、例えば、①原状回復費用の見積額の80%に相当する金額、又は②市街地農地等を宅地に転用する場合において通常必要とされる宅地造成費相当額から算定した金額とする方法が考えられます。

## 2 家屋

令和2年7月3日から令和2年12月31日までの間に相続等又は贈与により被災した家屋を取得した場合の評価方法は、次のとおりです。

### (1) 被災した家屋の評価方法

取得した家屋について、被災後の現況に応じた固定資産税評価額が付されていない場合には、次の算式により評価することができます。

$$\left( \text{令和2年度の固定資産税評価額} \times 1.0 \text{倍} \right) - \left( \text{令和2年度の固定資産税評価額} \times \text{市町村の条例等に基づく被災した家屋に係る固定資産税の軽減又は免除の割合} \right)$$

### (2) 被災した家屋について、修理、改良等を行っている場合の評価方法

上記(1)の家屋について、特定非常災害の発生直後から課税時期までの間に修理、改良等を行っている場合には、次の算式により評価することができます。

$$\left( \text{上記(1)により計算した金額} \right) + \left( \text{特定非常災害の発生直後から課税時期までの間に投下したその修理、改良等に係る費用} \times 70\% \right)$$

## 3 株式等

令和2年7月3日において特定地域内にあった動産等<sup>(注1)</sup>の価額が保有資産の合計額の10分の3以上である法人の株式等<sup>(注2)</sup>を、令和2年7月3日以後同日を含むその法人の事業年度の末日までの間に相続等又は贈与により取得した場合において、その株式等を類似業種比準方式又は配当還元方式により評価するときは、上記I 1の「特定非常災害発生日前に取得した特定株式等」に準じて計算することができます。

(注) 1 この場合の「動産等」とは、動産（金銭及び有価証券を除きます。）、不動産、不動産の上に存する権利及び立木をいいます。

2 金融商品取引所に上場されている株式など一定のものを除きます。

## III 申告期限の延長について

相続等により財産を取得した相続人等又は贈与により財産を取得した方が、上記I 1の特例の適用を受けることができる場合の相続税又は贈与税の申告期限は、次のとおりとなります。

なお、相続税について、相続人等のうちに、上記I 1の特例の適用を受けることができる方がいる場合には、その相続人等の全員の申告期限が次の期限まで延長されます。

税目	財産の取得時期（相続開始の日又は贈与の日）	申告期限
相続税	令和元年9月3日～令和2年7月2日	令和3年5月6日 <sup>(注)</sup>
贈与税	令和2年1月1日～令和2年7月2日	令和3年5月6日 <sup>(注)</sup>

(注) 国税通則法第11条の規定に基づき申告期限が延長された方は、令和3年5月6日とその延長された期限のいずれか遅い日が申告期限となります。

- このパンフレットは、令和2年7月31日現在の法令等に基づいて作成しています。
- ご不明の点や詳細につきましては、最寄りの税務署にお尋ねください。
- 税務署での面接による相談を希望される方は、お待ちいただくことなく相談に対応できるよう、あらかじめ電話により面接日時を予約（事前予約制）していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。



# 参 考 资 料

熊本国税局

# 目 次

- マイナポータルを活用した確定申告手続の簡便化・・・・・・・・・・ 1
- 令和2年分の確定申告から適用される主な税制改正について・・17
- 国や地方公共団体から支給された助成金の課税関係・・・・・・・・・・ 19
- チャットボットによる税務相談について・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 副収入の申告漏れにご注意ください・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- マイナンバーの記載等をお忘れなく・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 令和2年分確定申告の受付期間等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 振替依頼書がオンラインで提出できます・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

令和3年1月15日  
国税庁個人課税課

## マイナポータルを活用した確定申告手続の簡便化

## マイナポータルとは

子育てや介護をはじめとする行政手続の検索やオンライン申請が  
ワンストップでできたり、  
行政からのお知らせを受け取ることができたりする自分専用のサイトです。

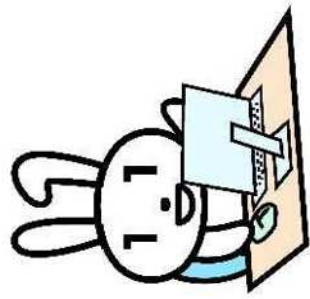


※マイナンバーカード  
対応機種は順次拡大中  
です。

※一部機能のご利用には  
マイナンバーカードは不要です。

※マイナンバーカードに  
対応するICカードリーダーが  
必要です。

# マイナポータルでできること



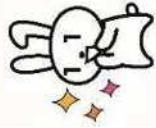
## ぴったりにサービス

子育てをはじめとする  
オンライン申請ができる！

※サービスの検索や一部の申請  
についてはマイナバーカード  
がなくてもできる！

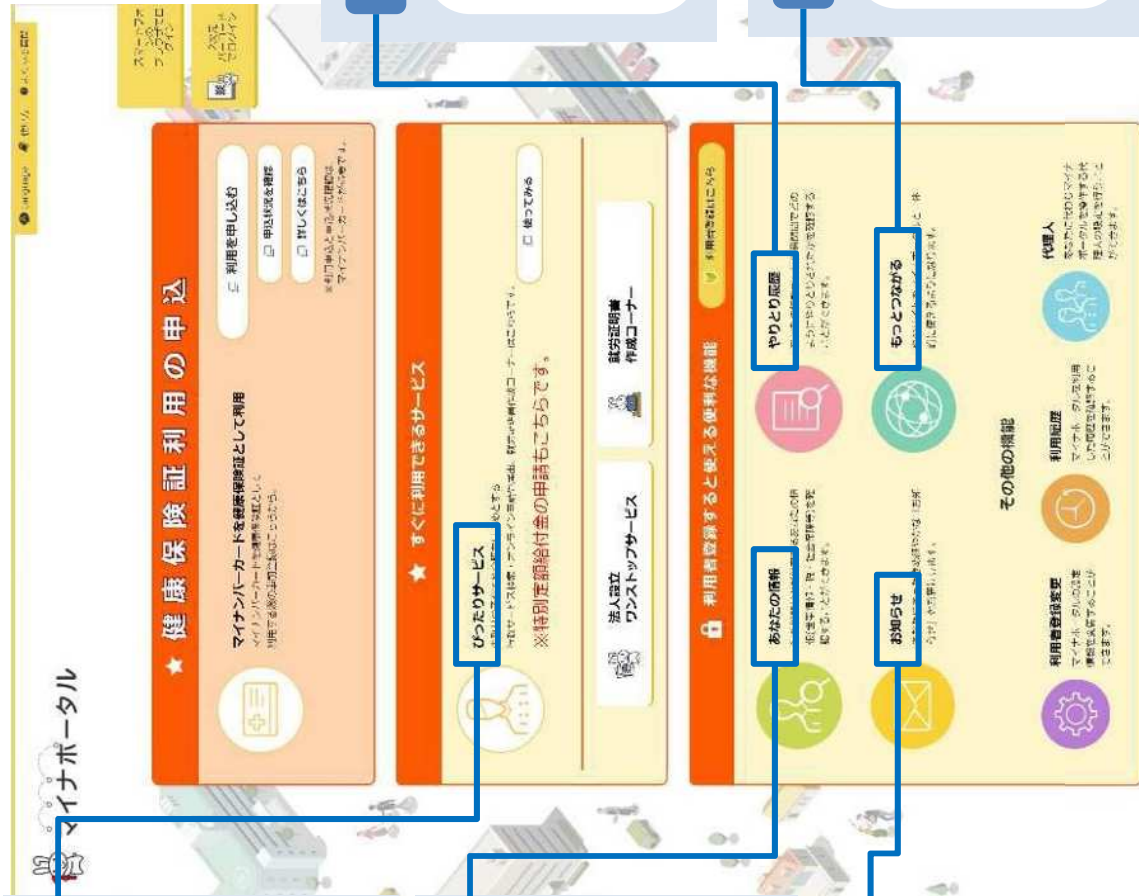
## あなたの情報

- 税情報（所得等）
- 世帯情報
- 予防接種の履歴  
などが確認  
できる！



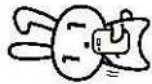
## お知らせ

- 「児童手当の現況届を  
出してください」
- 「確定申告が始まります」  
などのあなたに合った  
お知らせが届く！



## やりとり履歴

あなたの情報が行政機関でどの  
ようにやりとりされたか  
チェックできる！



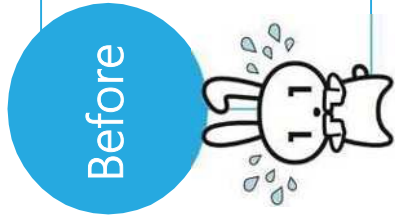
## もっとつながる

- (外部サイト連携)
- e-Tax
  - ねんきんネット  
などにつながる！

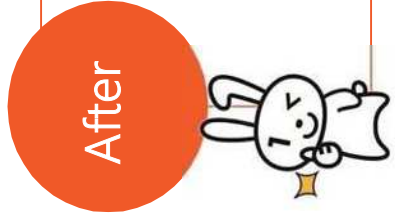
# マイナポータルを活用した年末調整・確定申告手続の簡便化について



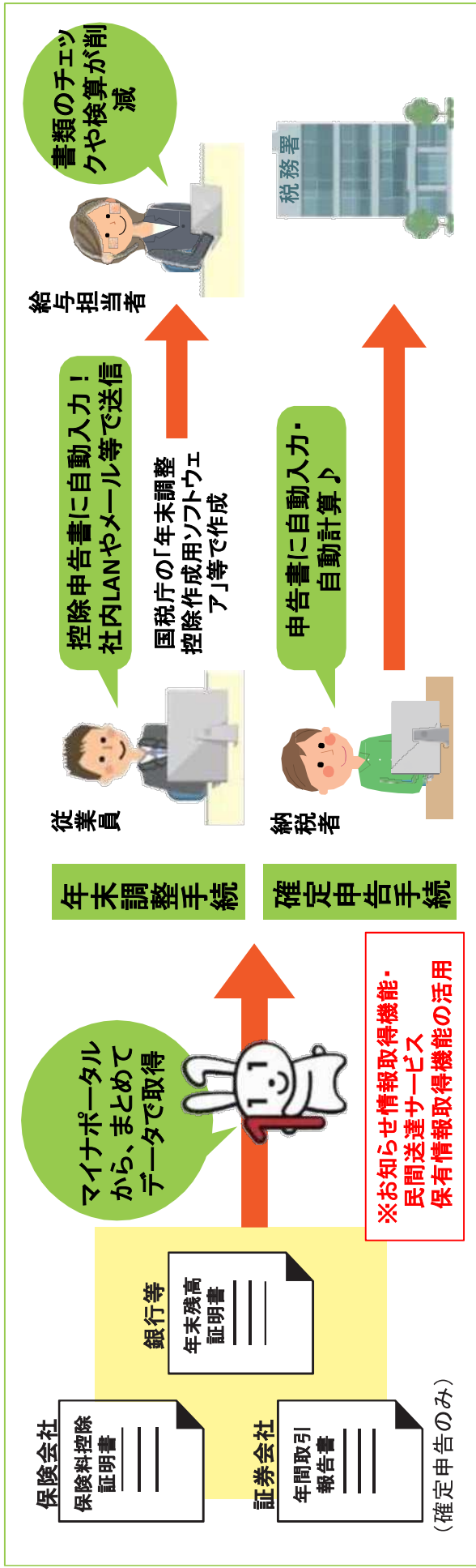
令和2年10月以降、年末調整および確定申告手続について、マイナポータルの機能を活用して、控除証明書等の必要書類のデータを一括取得し、各種申告書へ自動入力することができます。



- 控除証明書等の書面の収集・管理・提出が必要
  - 書面の控除証明書等を1件1件確認しながら記入・入力
  - 提出後に確認・検算等の作業が発生
- 【年末調整手続のみ】



- 控除証明書等の書面の管理・保管が不要！データ提出でらくらく！
  - 取得したデータを使って申告書の所定の項目に自動入力！
  - 提出後の確認・検算等の作業が簡素化！
- 【年末調整手続のみ】

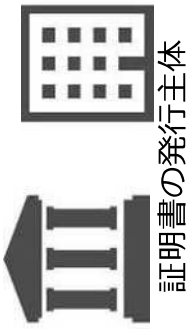


※年末調整については令和2年10月以降、確定申告については令和3年1月以降に開始予定。  
※利用の際には、保険会社等の控除証明書等の発行主体がマイナポータルとの連携に対応していることが必要。

# 申告書の自動入力が始まります！

**確定申告** × **マイナポータル**

マイナポータルと確定申告書等作成コーナーを利用すれば、生命保険料控除証明書などの情報をまとめて入手、各控除に自動入力されます。それが「**マイナポータル連携**」です。



まとめて取得

国稅庁  
マイナポータル連携プラットフォーム  
控除証明書等の選択  
マイナポータルに以下の情報が連携が保持されています。  
必要な情報を選択してください。

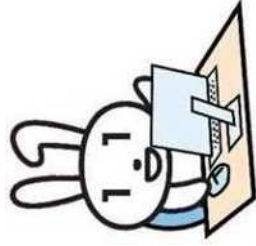
控除証明書一覧 (合計2件分)

1件目  
2件目

項目	発行科目名称	発行人	取得年度
<input checked="" type="checkbox"/>	生命保険料控除証明書	OO生命保険	2020/04/01
<input checked="" type="checkbox"/>	健康保険料控除証明書	OO健康保険	2020/04/01
<input checked="" type="checkbox"/>	住宅ローン控除証明書	OO銀行	2020/04/01
<input checked="" type="checkbox"/>	住宅ローン減税証明書	OO銀行	2020/04/01

※ 1件目を選択すると、2件目の控除証明書も自動的に選択されます。

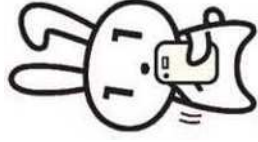
マイナンバーカードと  
マイナンバーカード読取対応の  
スマートフォン  
(又はICカードリーダーライター)  
をご用意ください。



自動入力

証明書の内容の入力が不要！  
保険料の区分も自動判定！  
控除額も自動計算！

(注) ご利用には、保険会社等の控除証明書等の発行主体がマイナポータル連携に対応していることが必要です。



スマホでもOK

確定申告書作成コーナー  
生命保険料控除の入力  
確定申告書作成コーナー  
生命保険料控除の結果  
確定申告書作成コーナー  
生命保険料控除の結果

確定申告書作成コーナー  
生命保険料控除の結果

項目	控除額	控除率	控除率	控除率
生命保険料控除	100,000円	10.0%	10.0%	10.0%
健康保険料控除	100,000円	10.0%	10.0%	10.0%
住宅ローン控除	100,000円	10.0%	10.0%	10.0%
住宅ローン減税	100,000円	10.0%	10.0%	10.0%

※ 画面は開発中のものです。

国稅庁特設ページ



令和2年10月

マイナポータル連携のご利用に当たっては、マイナポータルの初期設定が必要となります。詳しくは国稅庁ホームページのマイナポータルのマイナポータル連携特設ページをご確認ください。

マイナポータルはこちら



内閣府マイナポータル

国稅庁 法人番号7000012050002

# 申告書の自動入力が増大します！

確定申告 × マイナポータル

マイナポータル連携で自動入力される情報は今後順次拡大！！

(注) ご利用には、保険会社等の控除証明書等の発行主体がマイナポータル連携に対応していることが必要です。  
令和2年10月時点の情報を基に作成しています。

令和2年分から自動入力

令和3年分から自動入力予定

令和4年分以降順次拡大予定

例えば・・・

住宅ローン関係

医療費関係

社会保険

株式等の取引関係

ふるさと納税

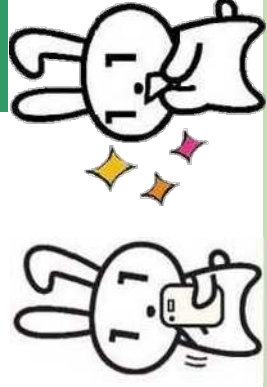
源泉徴収票

生命保険控除証明

地震保険控除証明

その他

詳しくはこちら





## ～ご利用（マイナポータル連携）前の設定～

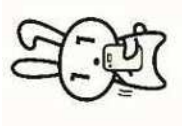
### STEP 1

#### マイナンバーカードの取得

スマートフォン、パソコン又は郵送等で取得申請を行います。



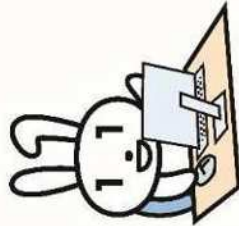
マイナンバーカードの取得申請はこちらから



マイナンバーカードの取得はスマートフォンがおススメ！

マイナポータル「もっとつながる」メニュー画面

### STEP 2



#### マイナポータルの開設・もっとつながる設定

① 「マイナポータルサービス」トップにアクセスし、案内に沿って、マイナポータルの利用者登録（マイナポータルの開設）を行います。

マイナポータル

検索

マイナポータルの開設はこちらから



② 利用者登録後、マイナポータルにログインし、「もっとつながる」メニューからマイナポータルとe-Tax(※1)・民間送達サービス(※2)をつなぎます。

(注) 保険会社等の控除証明書等の発行主体がマイナポータル連携に対応していること、どの民間送達サービスを利用しているかを確認する必要があります。



マイナポータル連携可能な控除証明書等発行主体一覧はこちらから

### STEP 3

#### 保険会社等と民間送達サービスの連携設定

契約している保険会社や証券会社のサイトからマイナポータル連携の手続きを行います。

(例) ○○生命 マイナ手続き

検索

保険会社等の設定は各保険会社様のホームページから



マイナポータル	
<p>※1</p> <p>民間送達サービス（日本年金機構）</p> <p>マイナポータル利用者登録後、マイナポータルにログインし、「もっとつながる」メニューから「民間送達サービス」を選択し、「民間送達サービス」を選択します。</p>	<p>民間送達サービス（日本年金機構）</p> <p>マイナポータル利用者登録後、マイナポータルにログインし、「もっとつながる」メニューから「民間送達サービス」を選択し、「民間送達サービス」を選択します。</p>
<p>※2</p> <p>民間送達サービス（民間事業者）</p> <p>マイナポータル利用者登録後、マイナポータルにログインし、「もっとつながる」メニューから「民間送達サービス」を選択し、「民間送達サービス」を選択します。</p>	<p>民間送達サービス（民間事業者）</p> <p>マイナポータル利用者登録後、マイナポータルにログインし、「もっとつながる」メニューから「民間送達サービス」を選択し、「民間送達サービス」を選択します。</p>

- ・マイナポータル連携の詳細は、国税庁ホームページのマイナポータル連携特設ページをご確認ください。
- ・各種設定には、マイナンバーカード読取対応のスマートフォン（又はICカードリーダーデバイス）が必要です。
- ・控除証明書等データがマイナポータル経由で取得可能となるには、STEP 3の設定後、数日要する場合があります（保険会社等により異なります）。



特設ページ

## ～確定申告書を作成～

### STEP 4



#### 確定申告特集を検索

今年の確定申告の情報を国税庁ホームページの  
確定申告特集で確認します。

確定申告特集

検索



確定申告特集  
はこちらから

確定申告書等作成コーナーへアクセス  
確定申告特集から「確定申告書等作成コーナー」へ  
アクセスします。

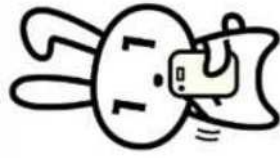
スマートフォン画面  
(確定申告特集トップページ)



パソコン画面  
(確定申告特集トップページ)



### STEP 5



#### 確定申告書を作成

「確定申告書等作成コーナー」では、以下のことが  
できます。

- ・画面の案内に沿って、申告書の作成
- ・マイナポータル連携も作成の流れの中で利用可能
- ・途中で保存したデータを読み込んで、申告書の作成再開
- ・メッセージボックス (e-Taxの受付結果など) の確認

〈入力方法などの動画のご案内〉

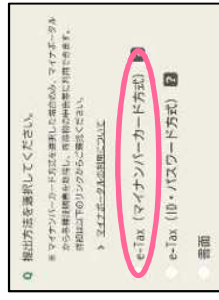
確定申告書等作成コーナーを利用した  
入力方法などを動画でご案内しています。  
ぜひご覧ください。



スマートフォン画面



パソコン画面



## 国税庁ホームページでの申告書作成・e-Tax送信ができます ます便利に！

### 国税庁ホームページでは、確定申告書の作成、e-Taxによる送信 (提出) ができます！

国税庁ホームページの確定申告書作成コーナーでは、画面の案内に従って金額などを入力するだけで、所得税、消費税及び贈与税の申告書や青色申告決算書・収支内訳書等を作成できます。  
また、自動計算されるので計算誤りがありません。

### マイナポータル連携による申告書の自動入力が始まります！

令和3年4月から、マイナポータルと確定申告書作成コーナーを連携して利用すれば、生命保険料控除証明書等の情報をまとめて取得でき、申告書に自動入力することができます。  
マイナポータル連携をご利用になるには、マイナポータルとマイナポータル読取対応のスマートフォン又はICカードリーダーデバイスが必要です。

マイナポータル連携の詳細については、マイナポータル連携特設ページをご覧ください。

## Google Chrome、最新のMicrosoft Edgeでも、マイナポータル方式による e-Tax送信ができます！

令和3年1月から確定申告書作成コーナーは、Google Chrome、最新のMicrosoft Edgeからマイナポータル方式によるe-Tax送信のサービスを開始します。(網掛け部分が新規対応部分)

### 【令和3年1月以降の対応(予定)】

OS・ブラウザの種類 Windows(パソコン)	e-Tax	
	マイナポータル方式	ID・パスワード方式
Internet Explorer	○	○
Microsoft Edge	○	○
Firefox	○	×
Google Chrome	○	○
Safari	○	○
Mac (パソコン)	○	○
Android (スマホ)	○	○
iOS (スマホ)	○	○
Android (タブレット)	○	×
iPadOS (タブレット)	○	×

※スマートフォンで2次元バーコードを読み取る必要があります。

- ・マイナポータル方式とは
- ・ID・パスワード方式とは

### スマートフォンからのマイナポータル方式によるe-Tax送信が簡略化！

スマートフォンのマイナポータル方式によるe-Tax送信は、従前はe-TaxアプリやマイナポータルA Pなど複数のアプリをインストールする必要がありました。令和3年1月からマイナポータルA Pのインストールのみで可能となります。

～タブレット端末で申告書を作成される方へ～ スマートフォン×2次元バーコードで  
マイナンバーカード方式によるe-Tax送信ができます！

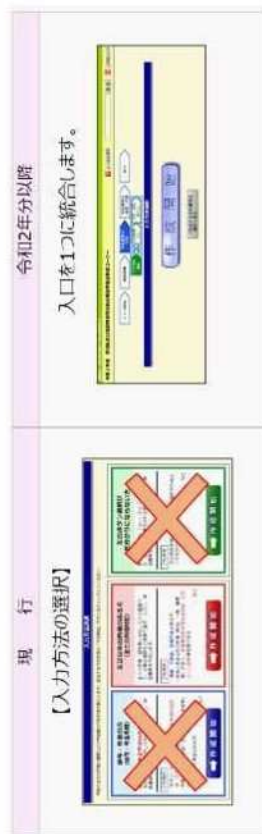
タブレット端末で申告書を作成される方は、ICカードリーダーライタを使用せず、スマートフォンのアプリ（マイナンバーAP）でタブレット端末上に表示された2次元バーコード（QRコード）を読み取れば、マイナンバーカード方式によるe-Tax送信ができるようになります。

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



### 所得税の申告書の作成メニューが変わります！

これまで3つのルートに分かれていた所得税の申告書作成メニューを1つに統合することにより、シンプルでわかりやすくなります。



### 税制改正のお知らせ

税制改正等により、所得金額調整控除やひとり親控除などが創設され、所得税の確定申告書の様式が大幅に変更されます。税制改正についての詳しい情報は、[「改正のあらしみ関係」](#)をご覧ください。

### 参考情報

(確定申告書作成コーナーを利用する動画などの情報を今後掲載する予定です。)

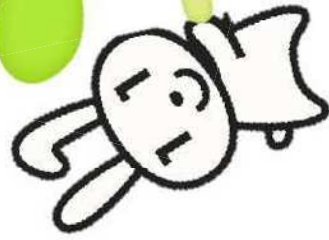
#### 【掲載場所】

国税庁ホームページでの申告書作成・e-Tax送信がますます便利に！

[https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/r2\\_smart\\_shinkoku/index.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/r2_smart_shinkoku/index.htm)

# メリットいっぱい

## マイナンバーカード



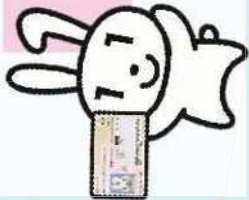
- ① いろいろつかえる！マイナンバーカード
- ② マイナポイント **1人5,000円分**(上限) がもらえる！2020年9月実施
- ③ **健康保険証**にもなる！2021年3月予定
- ④ マイナンバーカードの申請は簡単！

マイナンバーカード  
の申請はお早めに！



ver.1.6(作成:内閣府)

# ① いろいろつかえる！マイナンバーカード



## 身分証明書 になる！

ライブ会場の入場、  
携帯の契約、会員登録  
などに使える！



## おもて面

## スマホ・パソコン でラクラク

- ・オンラインで確定申告ができる。
- ・子育てをはじめとする行政手続きができる。
- ・健診結果や医療費が確認できる（予定）。



## 各種証明書を コンビニで取れる！

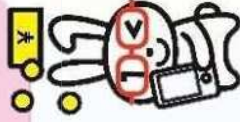


※市区町村によってサービス  
内容が異なります。  
※毎日6:30～23:00まで  
となります。



## うらら面

## e-Taxも、もつと便利に！



2019年分からPCと  
ICカードリーダーライターが  
なくても、いつでもどこでも  
スマートフォンで所得税申告  
ができます。

## スマホで、 マイナポータルでの 電子申請が もつと便利に！



iPhone及び、Androidの  
2.2.6機種(2020年10月時点)  
でマイナンバーカードの  
読み取りができます。

## マイナポイントで 買い物ができる！



2020年9月から実施！  
2万円のチャージ番で  
1人あたり5,000円分（上限）  
のポイントがもらえます！

## 健康保険証として 使えるようになる！



2021年3月(予定)  
からスタート！



## 民間の オンラインサービス でも使える！



ICチップの電子証明書  
で本人確認ができる！  
書類郵送などの手間が  
かかりません！

# ② 1人5,000円分 (上限) のマイナポイントがもらえる! (2020年9月実施)

## まずは必要なものをチェック!



### ① マイナンバーカード

予約・申込にはマイナンバーカードが必要です。カードの申請方法については表面をご覧ください。

### ② 数字4桁のパスワード(暗証番号)

パスワードは3回連続して間違つと不正防止のためロックがかかります。ロックがかかった場合は、住民票のある市区町村の窓口でロックの解除、パスワードの再設定を行う必要があります。

### ③ 決済サービスID/セキュリティコード

決済サービスごとに定められています。詳しくはマイナポイント事業ホームページでご確認ください。



## 予約・申込は次の方法で!

### マイナポイントアプリ



スマートフォン用のアプリで予約・申込ができます!

アプリダウンロード

(iPhone)

(Android)



### マイナポイント手続スボット



対応するスマートフォンやパソコン・ICカードリーダーをお持ちでない方は、市区町村窓口や郵便局、コンビニ、携帯ショップなどのマイナポイント手続スボットで予約・申込ができます。

アプリを使った予約・申込方法をチェック!

## ① マイナポイントの予約をしよう!

1 マイナポイントアプリを開いてトップ画面を表示



トップ画面から「マイナポイントの予約」をタップ!

2 パスワードを入力して、マイナンバーカードを読み取る



カードの裏面の位置は、機種によって異なります。詳しくは、右のQRコードからご確認ください。

3 マイナポイントの予約



読取が完了したら「実行」をタップ!

4 マイナポイントの予約完了!

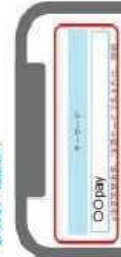


「申込へ進む」をタップ!

続けてマイナポイントの申込に進もう!

## ② マイナポイントの申込みをしよう!

1 マイナポイントをもらう決済サービスを選択



キーワードに申し込みたい決済サービス名を入力!

2 申込情報を入力後確認し、申し込む



・決済サービスID  
・セキュリティコード  
・電話番号(4桁)  
を入力してください!

3 パスワードを入力して、マイナンバーカードを読み取り、申込完了!



申込完了画面から「マイナンバーの利用者登録」と「健康保険証としての利用申込」もできるよ!  
画面を下にスクロールしよう!

※上記のほかパソコンとICカードリーダーでも手続ができます。

選んだ決済サービスで  
チャージor買い物をするご利用額の25%分  
2万円の子チャージ等で  
25,000円分のお買物ができる!

上限5,000円分の  
ポイントがもらえる!



マイナポイント事業ホームページ

※2020年9月1日~2021年3月31日までのチャージor買い物対象です!

# ③ 健康保険証にもなる！ (2021年3月予定)



## ① マイナバーカードをかざす

カードの顔写真を機器で確認します。  
※顔写真は機器に保存されません。

## ② オンラインであなたの医療保険資格を確認!

マイナバーカードのICチップにある電子証明書により医療保険の資格をオンラインで確認します。

詳しくはこちら



## ④ 6つのポイント

### POINT 1 健康保険証としてずっと使える!

マイナバーカードを使えば、就職や転職、引越しても健康保険の資格が引き継がれ、医療機関や薬局の受付にカードで受診できます。



※医療保険者への加入の届出は引き続き必要です。

### POINT 2 医療保険の資格確認がスピーディ!

カードリーダーにかざせばスムーズに医療保険の資格確認ができ、医療機関や薬局の受付における事務処理の効率化が期待できます。



### POINT 3 手続きなしで限度額が不要!

限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額以上の支払が免除されます。



※自治体独自の医療費助成等については書類の持参が必要です。

### POINT 4 健康管理や医療の質が向上!

マイナポータルで、2021年3月(予定)から自分の特定健診情報を、2021年10月(予定)から自分の薬剤情報を確認できるようになります。

※特定健診情報の確認は、医療保険者によって開始時期が異なります。  
本人が同意をすれば、初めての医療機関等でも、今までに使った薬剤情報や特定健診情報が医師等と共有できます。

### POINT 5 医療保険の事務コストの削減!

医療保険の請求誤りや未収金が減少するなど、医療保険者等の事務処理のコスト削減につながります。



### POINT 6 医療費控除もカードで便利!

マイナポータルを活用して、ご自身の医療費情報を確認できるようになります(2021年10月予定)。

また、2021年分所得税の確定申告から、医療費控除の手続きで、マイナポータルを通じて自動入力が可能になります。



お早めに!  
利用申込はカンタン!



ここをクリック!

(\*)子育てや介護をはじめとする行政手続の検索やオンライン申請がワンストップできたり、行政からお知らせを受け取ることができたりする専用サイトです。



マイナバー(12桁の数字)は使いません!



ICチップには、受診歴や薬剤情報などの個人情報も記録されません。

マイナバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、マイナバー(12桁の数字)は使いません。医療機関や薬局の受付窓口でマイナバーを取り扱うことはありませんし、ご自身の診療情報がマイナバーと紐づけられることもありません。



# ④ マイナンバーカードの申請は簡単!

**STEP 1** まずは必要なものをチェック!

市区町村から通知カードと一緒に送られてきた  
交付申請書を持っていますか?

**スタート**

持っていない!

持っている!

手書き用の交付申請書と封筒をダウンロードして郵便で申請できます!

マイナンバーカード 郵便  
顔写真の貼り付けとマイナンバーの記入が必要です!

お住まいの市区町村窓口へ!  
交付申請書を再発行してもらえます。  
本人確認書類をお忘れなく!  
※市区町村によっては、新料の顔写真撮影、申請補助を行っています。申請時に窓口で本人確認を行えば、本人確認郵便でカードの受け取りができます。まずは確認してみてください!

4つの方法から申請ができます!

ご自身で申請したい!

**STEP 2**

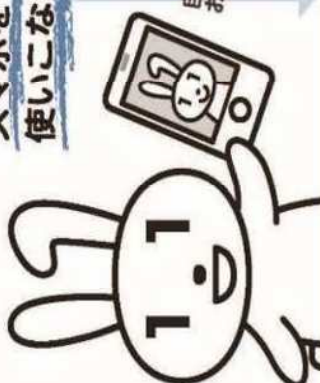
あなたは何派? マイナンバーカード申請方法診断チャート!

スマホを  
使いこなしている!

パソコン  
作業が得意!

文字を書く  
方が得意!

自撮りが  
苦手...



自撮りもお手のもの!

操作はお手のもの

この思い届けたい!

上手に撮れない!  
手が震えちゃう~!

**スマートフォンで申請**  
カードの仕上がりが早い!  
必要なもの  
交付申請書 スマートフォン 顔写真データ

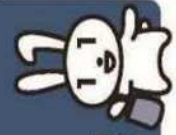
**パソコンで申請**  
必要なもの  
交付申請書に記載の申請書ID (半角数字 23桁)  
パソコン  
顔写真データ

**郵便で申請**  
必要なもの  
交付申請書  
証明写真 (6ヶ月以内に撮影したもの)  
封筒

**証明用写真機で申請**  
必要なもの  
交付申請書  
写真代  
このマイクが自印!

**ゴール**

申請から約1ヶ月後、市区町村から「交付通知書」が届きます!  
交付通知書に記載の必要書類を持参して、あなたのマイナンバーカードを受け取りに行きましょう!



## マイナンバーカードは安全です

**なりすましはできません**  
顔写真入りのため、  
対面での悪用は困難。

**マイナンバーを見られても悪用は困難**  
マイナンバーを利用するには、  
顔写真付き身分証明書などでの  
本人確認があるため、悪用は困難。

**電子証明書を使うため、  
オンラインの利用には  
マイナンバーは  
使われません**

**プライバシー性の高い  
個人情報が入って  
いません**

**1 24時間365日体制にて  
マイナンバーカードの  
一時利用停止を受付!**  
0120-95-0178  
通話料無料!  
外国語にも対応!(英・中・韓・スペイン・ポルトガル)

**2 カードのICチップには、税や年金などの  
プライバシー性の高い情報は  
入っていません!**  
健康保険証として使えるようになっても  
(2021年3月(予定)スタート)、健診結果や  
薬剤情報がICチップに入ることはないんだね。

**3 カード利用には暗証番号等の認証が  
必要です!**  
暗証番号を一定回数  
間違えるとカードがロック  
不正に情報を読み出そうと  
するとICチップが壊れる  
他人が悪用できない  
ようになって  
いるんだね!

## マイナンバーについてのお問合せはこちら

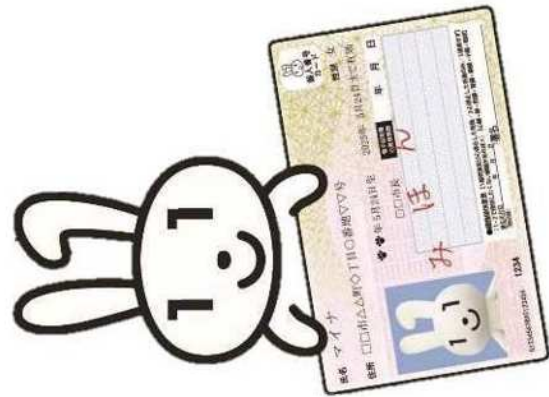
マイナンバー総合フリーダイヤル  
**0120-95-0178**  
平日:9時30分~20時00分 土日祝:9時30分~17時30分(年末年始を除く)

■一部のIP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合  
マイナンバーカード番号  
050-3818-1250 050-3816-9405  
その他のお問合せ

■英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語  
対応のフリーダイヤル  
This telephone number is toll-free corresponding to  
English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese.  
マイナンバーカードについて  
Inquiries about  
My Number Card etc.  
0120-0178-26 0120-0178-27  
<https://www.ko.jimbangocard.go.jp/ko/fushinse/>

マイナンバーカード  
の申請はこちら

申請から交付まで  
約1か月かかるよ!  
早めに申請しよう!

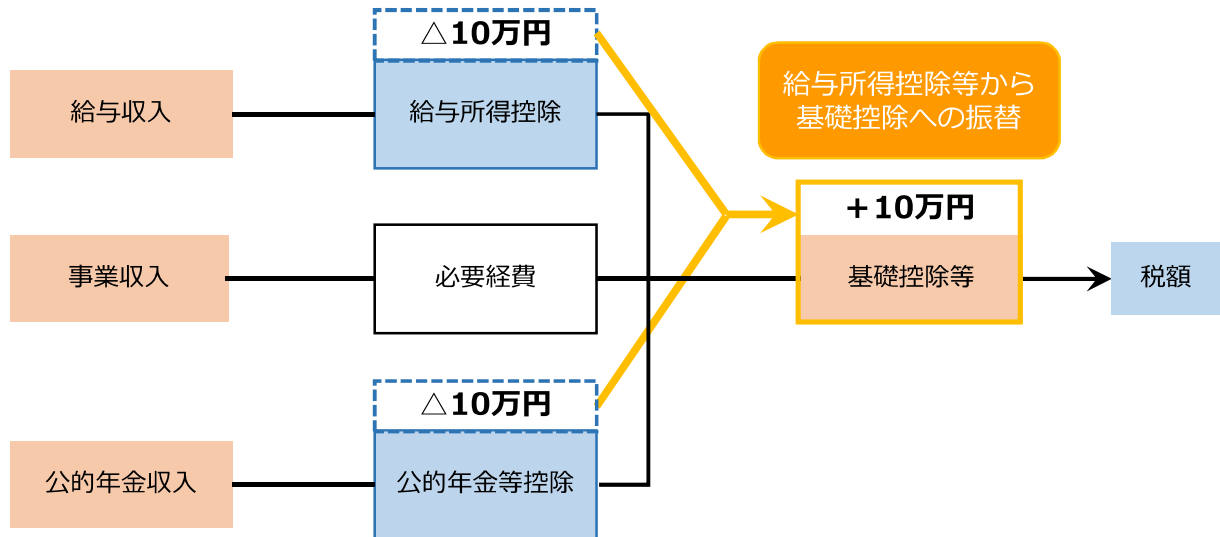


※カードの受取は、新型コロナウイルス感染症  
拡大防止の観点から、適切な時期に窓口  
に来ていただくようお願いいたします。

# 令和2年分の確定申告から適用される主な税制改正について

## 1 給与所得控除等から基礎控除への振替

- 給与所得控除及び公的年金等控除の控除額が10万円引き下げられ、基礎控除の控除額が10万円引き上げられました。



## 2 給与所得控除の改正

- 給与収入が850万円を超える方の控除額が195万円に引き下げられました。
- 子育て世代等に配慮する観点から、23歳未満の扶養親族や特別障害者である扶養親族等を有する方には、負担増が生じない措置が講じられています（所得金額調整控除）。

給与等の収入金額	給与所得控除額	
	令和2年分	令和元年分
162.5万円以下	55万円	65万円
162.5万円超 180万円以下	その収入金額×40%－ 10万円	その収入金額×40%
180万円 超 360万円以下	その収入金額×30%＋ 8万円	その収入金額×30%＋ 18万円
360万円 超 660万円以下	その収入金額×20%＋ 44万円	その収入金額×20%＋ 54万円
660万円 超 850万円以下	その収入金額×10%＋ 110万円	その収入金額×10%＋ 120万円
850万円 超 1,000万円以下	195万円	その収入金額×10%＋ 120万円
1,000万円 超	195万円	220万円

## 3 公的年金等控除の改正

- 公的年金等収入が1,000万円を超える方の控除額に上限が設けられました。
- 公的年金等以外の所得金額が1,000万円を超える方の控除額が引き下げられました。

## 4 基礎控除の改正

- 基礎控除が38万円から48万円に引き上げられるとともに、合計所得金額が2,400万円を超える方の控除額が引き下げられ、2,500万円を超える方の控除が廃止されました。

## 5 青色申告特別控除の改正

- 65万円の青色申告特別控除の適用要件に「電子帳簿保存」又は「e-Taxによる電子申告」が追加されました。
- 詳しくは、「令和2年分の所得税確定申告から65万円の青色申告特別控除の適用要件が変わります（リーフレット）」をご確認ください。

要件等	令和2年分	令和元年分
簡易な方法での記帳	10万円	10万円
①正規の簿記（複式簿記）での記帳 ②申告書に「貸借対照表」と「損益計算書」を添付 ③申告期限内での確定申告	55万円	65万円
上記①～③に加え、 「電子帳簿保存」又は「e-Taxによる電子申告」	65万円	65万円

## 6 ひとり親に対する税制上の措置等

- 婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子を有する所得500万円以下の単身者について、「ひとり親控除」（控除額35万円）が創設されました。
- 上記以外の寡婦については、引き続き寡婦控除として、控除額27万円を適用することとし、所得制限（所得500万円）が設けられました。

【本人が女性の場合の控除額】

		死別	離別	ひとり親
扶養親族	子あり	35万円	35万円	35万円
	子以外	27万円	27万円	—
	無し	27万円	—	—

【本人が男性の場合の控除額】

		死別	離別	ひとり親
扶養親族	子	35万円	35万円	35万円
	子以外	—	—	—
	無し	—	—	—

## 7 チケット寄附税制の創設

- 新型コロナウイルスの影響により一定のイベントの中止等をした主催者に対して、入場料等の払戻しの請求をしなかった場合のその入場料について、寄附金控除（所得控除又は税額控除）の対象とされました。

## パソコン・スマホから確定申告！

「国税庁ホームページ」へアクセス!!

確定申告



- 税務署に行く手間がかかりません！
- 確定申告期間中は24時間いつでも利用できます！
- 印刷して郵送等で税務署へ提出することもできます！

661万人が利用

確定申告書作成コーナーの  
利用者の感想

94%の方が役立つ  
と回答

(注) 確定申告期間以外での利用可能時間やメンテナンスによりご利用いただけない時間帯については、e-Tax ホームページでご確認ください。

## 新型コロナウイルス感染症等の影響に伴い、国や地方公共団体から個人に対して支給された助成金の課税関係

- 国と地方公共団体からの助成金については、個別の助成金の実事関係によって、次のとおり課税関係が異なります。

### 非課税となるもの

- 助成金の支給の根拠となる法令等の規定により、非課税所得とされるもの。
- 助成金が次に該当するなどして、所得税法の規定により、非課税所得とされるもの。
  - ① 学資として支給される金品（所得税法9条1項15号）
  - ② 心身又は資産に加えられた損害について支給を受ける相当の見舞金（所得税法9条1項17号）

### 課税となるもの

- 上記の非課税所得となる助成金以外の助成金については、次のいずれかの所得として所得税の課税対象になります。

#### ① 事業所得等に区分されるもの

事業に関連して支給される助成金

（例えば、事業者の収入が減少したことに対する補償や支払賃金などの必要経費に算入すべき支出の補てんを目的として支給するものなど）

- ※ 補償金の支給額を含めた1年間の収入から経費を差し引いた収支が赤字となる場合などには、税負担は生じません。また、支払賃金などの必要経費を補てんするのは、支出そのものが必要経費になります。

#### ② 一時所得に区分されるもの

例えば、事業に関連しない助成金で臨時的に一定の所得水準以下の方に対して一時に支給される助成金

- ※ 一時所得については、所得金額の計算上、50万円の特別控除が適用されることから、他の一時所得とされる金額との合計額が50万円を超えない限り、課税対象になりません。

#### ③ 雑所得に区分されるもの

上記①・②に該当しない助成金

- ※ 一般的な給与所得者については、給与所得以外の所得が20万円以下である場合には、確定申告不要されています。

- ※ 国や地方公共団体による助成金等の課税関係については、次ページの【参考】をご確認ください。

なお、次ページの【参考】に記載がない助成金等の課税関係については、その助成金等の支給元である国や地方公共団体の窓口にご確認ください。

(参考) 新型コロナウイルス感染症等の影響に関して国等から支給される主な助成金等の課税関係 (例示)

非 課 税	<p>【支給の根拠となる法律が非課税の根拠となるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金 (雇用保険臨時特例法 7 条)</li> <li>・ 新型コロナウイルス感染症対応協業給付金 (雇用保険臨時特例法 7 条)</li> </ul> <p>【新型コロナウイルス感染症等の措置の影響に対するための国税関係法律の臨時特例に関する法律 (以下「新型コロナ税特法」といいます。) が非課税の根拠となるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別定額給付金 (新型コロナ税特法 4 条 1 号)</li> <li>・ 子育て世帯への臨時特別給付金 (新型コロナ税特法 4 条 2 号)</li> </ul> <p>【所得税法が非課税の根拠となるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学資として支給される金品 (所得税法 9 条 1 項 15 号)             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学生支援緊急給付金</li> </ul> </li> <li>○ 心身又は資産に加えられた損害について支給を受ける相当の見舞金 (所得税法 9 条 1 項 17 号)             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金</li> <li>・ 新型コロナウイルス感染症対応従事者への慰労金</li> <li>・ 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の特例措置における割引券</li> <li>・ 東京都のベビーシッター利用支援事業における助成</li> </ul> </li> </ul>
課 税 (※)	<p>【事業所得等に区分されるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 持続化給付金 (事業所得者向け)</li> <li>・ 家賃支援給付金</li> <li>・ 農林漁業者への経営継続補助金</li> <li>・ 文化芸術・スポーツ活動の継続支援</li> <li>・ 東京都の感染拡大防止協力金</li> <li>・ 雇用調整助成金</li> <li>・ 小学校休業等対応助成金</li> <li>・ 小学校休業等対応支援金</li> </ul> <p>【一時所得に区分されるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 持続化給付金 (給与所得者向け)</li> <li>・ Go To キャンペーン事業における給付金</li> </ul> <p>【雑所得に区分されるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 持続化給付金 (雑所得者向け)</li> </ul>

(※) 事業所得者の金額の計算においては、「総収入金額」から「必要経費」を差し引くこととされています。各種給付金等の申請手続きに際して発生した費用 (行政書士に対する報酬料金など) は、この必要経費に該当します。

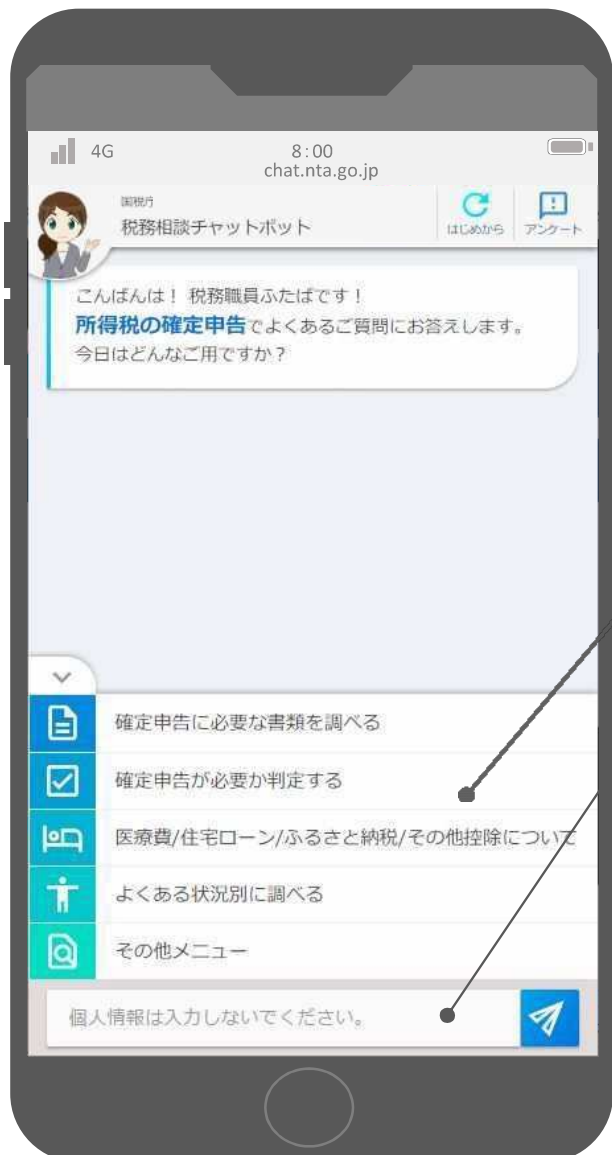
# チャットボットによる 税務相談が始まりました

所得税の確定申告のご相談は、

令和3年1月12日（火）から

## チャットボットとは

「チャット（会話）」と「ロボット」を組み合わせた言葉で、質問したい内容をメニューから選択するか、自由に文字で入力すると、AI（人工知能）を活用して自動で回答するウェブサービスです。



パソコン、スマートフォン、  
タブレットでご利用できます。

質問の方法は次の2とおり

- 1 メニューから選択する
- 2 文字で入力する

スマホでのご利用  
はこちらから！



国税庁 ふたば



チャットボットは、国税庁ホームページで  
ご利用いただけます。

## 所得税の確定申告の相談範囲

### 去年は・・・

所得税の確定申告のうち、「医療費控除」や「住宅ローン控除」などの各種控除を中心に、お問合せが多い次の事項に関する質問にお答えしました。

- ・ 給与や年金の収入、
- ・ 確定申告の手続、
- ・ 医療費控除、住宅ローン控除、寄附金控除などの各種控除 など

### 今年は・・・

上記に加えて、利用者の方から質問が多かった

- ・ 配当の受取りや株式の売却による収入、
- ・ パソコンやスマホで申告書を作成する際の準備や操作、
- ・ 初めて確定申告をする方、引っ越しや結婚した場合など、その方の状況に応じたよくある質問 など

にお答えします。



税務職員ふたば





- **副収入の申告漏れ**にご注意ください。
- 雑所得の区分が「**公的年金等**」・「**業務**」・「**その他**」とされました。

● **原稿料、講演料又はネットオークションやフリーマーケットアプリなどを利用した個人取引による所得**

(具体例)

① **衣服・雑貨・家電などの資産の売却による所得**

※ただし、生活に使用した資産の売却による所得は非課税（確定申告は不要）

② **自家用車などの貸付けによる所得**

③ **ベビーシッターや家庭教師などの副業による所得**

⇒ 「**業務**に係る**雑所得**」に該当

● **ビットコインをはじめとする暗号資産の売却等による所得**

⇒ 「**その他の雑所得**」に該当

● **競馬等のギャンブルから生じた所得**

⇒原則、「**一時所得**」に該当

※ 上記の所得を含め年末調整を受けた給与所得以外の所得が **20万円以下**の方は、**確定申告は不要**です。

医療費控除やふるさと納税（寄附金控除）などの適用を受ける場合は、20万円以下であっても確定申告が必要です。

確定申告書には、

- ① **マイナンバーの記載**
- ② **本人確認書類の提出等**

をお忘れなく！！！！



- 確定申告書には、**申告するご本人の「マイナンバーの記載」**及び**「本人確認書類の提示又は写しの添付」**が必要です。

※ ご自宅等から確定申告書を**インターネット（e-Tax）**で送信する場合、本人確認書類の写しの提出は不要です。

- 確定申告書に、**配偶者・扶養親族・事業専従者**について記載する場合には、これらの方の**「マイナンバーの記載」**も必要です。

※ これらの方の本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です。

- **本人確認書類**とは、次の書類をいいます。

① **マイナンバーカード**

又は

② 次の**「番号確認書類」**と**「身元確認書類」**

**番号確認書類**

《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》

- 通知カード  
（通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。）
- 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限りです。）

などのうちいずれか1つ



**身元確認書類**

《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》

- 運転免許証
- 身体障害者手帳
- パスポート
- 在留カード
- お持ちの方は、税務署から送付される「確定申告のお知らせ」はがき
- 公的医療保険の被保険者証  
（写しの保険者番号及び被保険者等記号・番号部分を復元できない程度に塗り潰してください。）

などのうちいずれか1つ



- 感染症対策の一環で、本年は、**公的年金を受給している方**を主な対象として**2月16日より前から**申告相談をお受けしています。
  - **申告義務のない方**が行う**還付申告**は**5年間**提出することができます。
- (注) 年末調整済の給与所得のみの方で、医療費控除やふるさと納税などによって還付を受ける方が該当します。

### ●令和2年分確定申告の受付期間

所得税等	令和3年2月16日(火) ~ 令和3年3月15日(月)
個人事業者の消費税	令和3年1月4日(月) ~ 令和3年3月31日(水)
贈与税	令和3年2月1日(月) ~ 令和3年3月15日(月)

(注1) 所得税等の**還付申告書**は、**上記の期間前でも**提出することができます。

(注2) 署外会場を開設する署については、その開設期間中は税務署で申告相談を行っていません。

(注3) 税務署の閉庁日(土・日曜・祝日等)は、通常、相談・申告書の受付は行っておりません。**一部の申告会場**では、**2月21日(日)**と**2月28日(日)**に限り日曜日も相談・申告書の受付を行います。

### ●令和2年分確定申告に係る納期限・振替日

	納 期 限	振 替 日
所得税等	令和3年3月15日(月)	令和3年4月19日(月)
個人事業者の消費税	令和3年3月31日(水)	令和3年4月23日(金)
贈与税	令和3年3月15日(月)	

(注1) 納期限までに納付がない場合は、延滞税がかかります。

(注2) 振替納税をご利用の方は、事前に預貯金残高をご確認ください。残高不足等で振替ができない場合は、納期限の翌日から納付日まで延滞税がかかりますので、ご注意ください。

税務署庁舎外の会場で確定申告の相談等を行う税務署

国税局(所)	都道府県	税務署名等
札幌国税局	北海道	小樽・苫小牧 合同会場(旭川中・旭川東)
仙台国税局	青森県	弘前・八戸
	岩手県	盛岡・花巻・一関
	宮城県	塩釜 合同会場(仙台北・仙台中・仙台南)
	秋田県	合同会場(秋田南・秋田北)
	山形県	山形・米沢・鶴岡
関東信越国税局	福島県	福島・会津若松・郡山・いわき・白河・須賀川・相馬・二本松
	茨城県	水戸・日立・土浦
	栃木県	宇都宮・栃木・鹿沼
	群馬県	前橋・高崎・伊勢崎
	埼玉県	東松山・越谷 合同会場(川口・西川口) 合同会場(浦和・大宮)
	新潟県	新潟・新津・巻・三条・新発田・高田・佐渡
	長野県	長野・伊那
東京国税局	千葉県	銚子・市川・木更津・成田・東金
	東京都	大森・町田 合同会場(麹町・神田・日本橋・京橋・江東西・江東東) 合同会場(四谷・新宿・中野) 合同会場(目黒・世田谷・北沢・玉川・渋谷) 合同会場(東京上野・浅草・小石川・本郷)
	神奈川県	合同会場(横浜中・保土ケ谷)
	山梨県	山梨
	富山県	富山
金沢国税局	石川県	松任
名古屋国税局	岐阜県	大垣・関・中津川 合同会場(岐阜北・岐阜南)
	静岡県	沼津・三島・島田・富士・磐田・掛川・藤枝・下田 合同会場(静岡・清水) 合同会場(浜松西・浜松東)
	愛知県	一宮・尾張瀬戸・半田・津島・豊田・西尾・小牧 合同会場(千種・名古屋中・昭和) 合同会場(名古屋東・名古屋北) 合同会場(名古屋西・名古屋中村・熱田・中川)
	三重県	津・四日市・伊勢・松阪・桑名・上野・鈴鹿
	大阪国税局	滋賀県
京都府		東山 合同会場(上京・左京・中京・下京・右京)
大阪府		港・泉大津・富田林・門真 合同会場(大阪福島・西・浪速・西淀川・東成・東淀川・北・大淀・東・南)
兵庫県		合同会場(灘・兵庫・長田・須磨・神戸) 姫路・明石・洲本・芦屋・伊丹・加古川・柏原
奈良県		桜井
和歌山県		粉河
広島国税局	鳥取県	鳥取・米子
	島根県	松江・出雲
	岡山県	倉敷 合同会場(岡山東・岡山西・西大寺・瀬戸)
	広島県	福山・府中 合同会場(広島東・広島南・広島西・広島北・廿日市・海田)
	山口県	下関・山口
高松国税局	徳島県	徳島
	香川県	高松
	愛媛県	新居浜
福岡国税局	福岡県	西福岡・大牟田・田川・八女・筑紫 合同会場(門司・小倉) 合同会場(博多・福岡)
	佐賀県	佐賀
	長崎県	長崎・島原
熊本国税局	熊本県	合同会場(熊本西・熊本東)
	大分県	大分
	宮崎県	宮崎・都城
鹿児島県	鹿児島	鹿児島・加治木
	沖縄県	合同会場(那覇・北那覇) 沖縄
沖縄国税事務所	沖縄県	212署(うち81署は合同会場)

令和3年1月から  
Webで完結

# 振替依頼書が オンラインで 提出できます!!

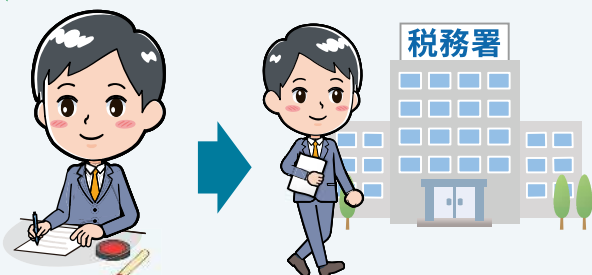


↑詳しくは  
こちら

国税の振替納税を利用する場合には、事前に税務署又は希望する金融機関に振替依頼書を書面で提出する必要がありましたが、令和3年1月から、オンライン(e-Tax)で提出できます。

お手持ちのパソコン、スマートフォンから e-Tax を使って簡単な操作で提出できます。

書面では



書類に必要事項を記入し、  
金融機関届出印を押印

金融機関又は税務署に  
書面で書類を提出

オンラインでは



- ✓ 金融機関又は税務署に  
書面で提出不要!
- ✓ 振替依頼書記載不要!
- ✓ 金融機関届出印不要!
- ✓ 電子証明書不要!

## 利用可能税目

### ◇申告所得税及び復興特別所得税

- 期限内に申告された確定申告(3期)分及び延納分
- 予定納税(1期、2期)分

### ◇消費税及び地方消費税(個人事業者)

- 期限内に申告された確定申告分及び中間申告分



## 利用できる金融機関

オンライン提出が利用できる金融機関と預金口座の種類等については、国税庁ホームページにある「オンライン提出利用可能金融機関一覧(振替納税)」をご確認ください。

(注) 「オンライン提出利用可能金融機関一覧(振替納税)」に記載のない金融機関では、オンライン提出ができませんので、書面の振替依頼書を作成の上、金融機関又は税務署に提出してください。



↑詳しくは  
こちら

## ご利用に当たっての注意事項

- 納税者ご自身名義の預金口座のみがご利用できます。  
※ 事業用口座(屋号付きの口座)は原則としてご利用することはできません。
- 申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税(個人事業者)の2税目の振替納税を希望される場合には、1税目ごとに手続が必要となります。
- 振替依頼書のオンライン提出は、システム事業者及び金融機関の提供するセキュリティに保護された外部サイトを利用します。



国税庁 ホームページ

<https://www.nta.go.jp>

国税庁

検索

# 申し込み手順

- ① 事前準備**
- 利用者識別番号をお持ちでない方は、e-Tax の利用開始手続にて利用者識別番号を取得（即時発行されます）
  - 金融機関名・支店名・口座番号などが確認できるもの（通帳・キャッシュカードなど）
  - 金融機関の手続に必要な情報（暗証番号、通帳記載の最終取引残高、生年月日など）
- （注） 必要な情報は、金融機関により異なりますので、ご利用の金融機関ホームページ等でご確認ください。

## 申し込み入力画面

振替依頼書のオンライン提出（所得税）

■ 申し込み概要

■ 申込内容

以下の入力欄に申込内容を入力してください。

納税者氏名（カナ）（必須）	<input type="text"/>	（全角カナ）
納税者氏名（必須）	<input type="text"/>	（半角）
申請内容	<input type="checkbox"/> 口座振替	
税目	申告所得税及復興特別所得税	
申告区分（1つ以上チェック必須）	<input checked="" type="checkbox"/> 1期分、2期分 <input checked="" type="checkbox"/> 確定申告分（期限内申告分） <input checked="" type="checkbox"/> 延納分	
提出先税務署（必須）	都道府県	<input type="text"/> 選択してください
	税務署	<input type="text"/> 選択してください
所轄の税務署は「こちら」からご確認ください。		
電話番号（必須）	<input type="text"/> - <input type="text"/> - <input type="text"/>	（半角数字）
住所（必須）	郵便番号	<input type="text"/> - <input type="text"/> （半角数字）
	住所	<input type="text"/> （半角）
申告納税地 （上記の住所欄に入力した住所と申告納税地（申告書に記載する住所）が異なる場合には、申告納税地を記載してください。）	<input type="checkbox"/> チェックボックスをチェックすると、申告納税地が入力できます。 <input type="text"/> （全角）	
口座名義（カナ）（必須） （納税者ご自身の名義に限ります。）	<input type="text"/> （全角カナ）	
口座名義（必須） （納税者ご自身の名義に限ります。）	<input type="text"/> （半角）	
利用開始年月日（必須） （すぐに利用を開始されない方のみ日付を変更してください。）	令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	（半角数字）

次へ

## ② e-Tax で入力

ご自身の氏名、住所、税務署名及び口座名義等を入力します。

（注） 入力画面に表示される注意事項等は必ずご確認ください。入力してください。



## ③ 金融機関のサイトで入力

金融機関を選択し、手続に必要な情報を入力します。

※ 利用者認証後、e-Taxに戻ります。

## ④ 「提出」ボタンを押して送信

送信する前に、画面に表示された振替依頼書情報を確認してください。

## ⑤ 受付メッセージの受信

受信通知がメッセージボックスに格納されますので、必ずご確認ください。

## ダイレクト納付利用届出書もオンラインで提出できます

詳しくはこちら↓

個人の方は、ダイレクト納付利用届出書も令和3年1月から、お手持ちのパソコン、スマートフォンからe-Taxを使って簡単な操作で提出できます。

詳しくは国税庁ホームページにある「ダイレクト納付の手続」をご覧ください。



## e-Tax 利用時間

●月曜日～金曜日（休祝日及び12月29日～1月3日を除きます。）の24時間

（注） 休祝日の翌稼働日は8時30分からご利用いただけます。

●毎月の最終土曜日及び翌日の日曜日の8時30分～24時

（注） 利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前にe-Taxホームページでご確認ください。

e-Taxホームページ <https://www.e-tax.nta.go.jp>

e-tax

検索

リサイクル適性  
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます